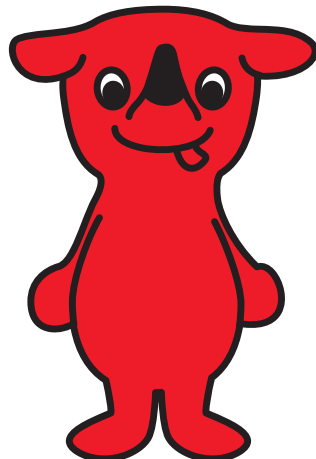


## 条例及び関係法令

# IV

- 1 千葉県福祉のまちづくり条例
  - ①同条例
  - ②同施行規則
- 2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
  - ①同法律
  - ②同施行令
  - ③同施行規則
  - ④誘導基準省令
  - ⑤同施行細則
- 3 県が管理する県道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例
- 4 千葉県立都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例



# 1 千葉県福祉のまちづくり条例

## ①同条例

平成八年三月二十五日  
条例第一号  
改定平成二四年三月二三日  
条例第一一号

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 福祉のまちづくりに関する施策（第七条—第十三条）
- 第三章 公益的施設等の整備等
  - 第一節 公益的施設等の整備（第十四条—第十七条）
  - 第二節 特定施設に係る措置（第十八条—第二十五条）
  - 第三節 旅客車両等、公共的工作物及び住宅等の整備（第二十六条—第二十八条）
- 第四章 雑則（第二十九条・第三十条）
- 附則

すべての人が個人として尊重され、住み慣れた家庭や地域社会で、できる限り自立し、安全で快適に生きがいを持って暮らすことができ、そして地域社会を構成する重要な一員として参画し、一人ひとりが思いやりの心を持って互いに支え合う社会の実現は、私たち千葉県民すべての願いである。

このような社会を実現するためには、私たち一人ひとりが、自らの責任と社会を構成する一員としての自覚の下に、一個の人間として尊重し合うことを基本に、高齢になっても、また、心身に障害があっても、社会からのサービスを平等に享受でき、自らの意思で自由に行動し、意欲や能力に応じて積極的に社会参加でき、そして子どもから高齢者までが世代を超えて活発に交流できるように、高齢者や障害者等の日常生活や社会生活における様々な障壁を取り除いていく、福祉のまちづくりを進めていくことが何よりも必要である。

本格的な長寿社会を迎えつつある中で、私たち一人ひとりの幸せを大切にする、活力ある明るい千葉県の未来をつくるため、今こそ、県民総意の下、県、市町村、事業者及び県民が、互いに協力し、それぞれの役割を積極的に果たし、一体となって、福祉のまちづくりに取り組まなければならない。

私たち県民は、共に力を合わせ、福祉のまちづくりに取り組むことを決意し、ここに千葉県福祉のまちづくり条例を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この条例は、高齢者、障害者等が安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、及び平等に参加することができる社会を構築するために行われる福祉のまちづくりに関し、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりのための施策及び高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できる施設等の整備について必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりの総合的な推進を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この条例において、「高齢者、障害者等」とは、高齢者、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。

2 この条例において、「公益的施設等」とは、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、共同住宅、事務所、学校その他の不特定かつ多数の者が利用する建築物及び公共交通機関の施設、道路、公園その他の公共の用に供する施設をいう。

#### 一部改正〔平成二四年条例一一号〕

#### （県の責務）

第三条 県は、福祉のまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市町村との連絡調整を緊密に行うよう努めるものとする。

#### （市町村の責務）

第四条 市町村は、当該市町村の区域の実情に応じた福祉のまちづくりに関する施策を策定し、及び実施するとともに、県が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力する責務を有する。

#### （事業者の責務）

第五条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、自ら進んで福祉のまちづくりに取り組むよう努めるとともに、その所有し、又は管理する施設等について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるように必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、県又は市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第六条 県民は、福祉のまちづくりに関する理解を深め、自ら進んで福祉のまちづくりに取り組むよう努めるとともに、相互に協力して福祉のまちづくりを推進する責務を有する。

2 県民は、県又は市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力する責務を有する。

## 第二章 福祉のまちづくりに関する施策

(施策の基本方針)

第七条 県は、次の各号に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものとする。

一 すべての県民が福祉のまちづくりに積極的に取り組むよう意識の高揚を図ること。

二 高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できる施設等の整備を推進すること。

(啓発活動)

第八条 県は、福祉のまちづくりについて、事業者及び県民の理解を深めるため、広報活動、教育活動その他の啓発活動を行うよう努めるものとする。

(情報の提供等)

第九条 県は、市町村、事業者及び県民に対し、福祉のまちづくりに関する必要な情報の提供、指導及び助言を行うよう努めるものとする。

(調査及び研究)

第十条 県は、市町村、事業者及び県民が福祉のまちづくりを効果的に推進するため、必要な調査及び研究を行うよう努めるものとする。

(施設等の整備)

第十一条 県は、自ら設置し、又は管理する施設等について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第十二条 県は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第十三条 県は、県、市町村、事業者及び県民が一体となって福祉のまちづくりを推進する体制を整備するよう努めるものとする。

## 第三章 公益的施設等の整備等

### 第一節 公益的施設等の整備

(整備基準)

第十四条 知事は、公益的施設等の構造及び設備の整備に関し、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるものとするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 整備基準は、次の各号に掲げる事項について、公益的施設等の種類の区分に応じて規則で定める。

一 出入口の構造に関する事項

二 廊下及び階段の構造に関する事項

三 エレベーターの設置及び構造に関する事項

四 車いす使用者が利用できる便所及び駐車場の設置及び構造に関する事項

五 案内標示及び視覚障害者誘導施設の設置に関する事項

六 歩道及び公園の園路の構造に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、高齢者、障害者等の利用に配慮すべき事項

(整備基準への適合)

第十五条 公益的施設等を所有し、又は管理する者（以下「施設所有者等」という。）は、当該公益的施設等を整備基準に適合させるよう努めなければならない。

(施設の維持等)

第十六条 施設所有者等は、整備基準に適合した公益的施設等について、当該適合した部分の機能を維持するよう努めなければならない。

2 公益的施設等の利用者は、当該公益的施設等の整備基準に適合している部分の機能の妨げとなる行為をしてはならない。

(適合証の交付)

第十七条 整備基準に適合している公益的施設等を所有し、又は管理する者は、規則で定めるところにより、知事に当該公益的施設等が整備基準に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該公益的施設等が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

3 知事は、前項の規定により適合証の交付をした場合においては、その旨を公表するものとする。

## 第二節 特定施設に係る措置

(届出)

第十八条 公益的施設等で規則で定める種類及び規模のもの（以下「特定施設」という。）の新設又は改修（建築物については、増築、改築、移転、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第十四号に規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規定する大規模の様式替えをいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更にあつては、この限りでない。

(指導及び助言)

第十九条 知事は、前条の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る特定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(工事完了の届出)

第二十条 第十八条の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定施設の新設又は改修の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(勧告)

第二十一条 知事は、第十八条の規定による届出を行わずに特定施設の新設又は改修の工事に着手した者に対し、当該届出を行うよう勧告することができる。

2 知事は、第十八条の規定による届出を行った者が当該届出に係る工事を行った場合において、当該工事が届出の内容と異なり、かつ、当該届出に係る特定施設が整備基準に適合しないときは、当該届出を行った者に対し、当該届出の内容に基づく工事を行うことその他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 知事は、第十九条の規定による指導及び助言を受けた者が当該指導及び助言に係る工事を行った場合において、正当な理由なく当該指導及び助言に従わず、かつ、当該指導及び助言に係る特定施設が整備基準に適合しないときは、当該指導及び助言を受けた者に対し、当該指導及び助言の内容に従うことその他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第二十二条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(適合状況の報告等)

第二十三条 知事は、この章の規定の施行の際現に存する特定施設（新設又は改修の工事中のものを含む。以下「既存特定施設」という。）を所有し、又は管理している者に対し、特に必要があると認めるときは、当該既存特定施設の整備基準への適合状況の報告を求め、又は必要な指導及び助言をすることができる。

(立入調査)

第二十四条 知事は、第十九条及び第二十一条から前条までの規定の施行に必要な限度において、当該職員に、特定施設に立ち入り、当該特定施設の構造及び設備について調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 知事は、第一項の規定による立入調査に協力しなかつた者があるときは、その旨を公表することができる。

(国等に関する特例)

第二十五条 第十八条から前条までの規定は、国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体については、適用しない。

ただし、国、他の地方公共団体その他規則で定める公共的団体は、特定施設の新設又は改修をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事にその内容を通知するものとする。

## 第三節 旅客車両等、公共的工作物及び住宅等の整備

(旅客車両等の整備)

第二十六条 鉄道又は軌道の車両、自動車、船舶その他の旅客の用に供する機器を所有し、又は管理する者は、当該所有し、又は管理する機器について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。

(公共的工作物の整備)

第二十七条 信号機、公衆電話ボックス、自動販売機その他の公共の用に供する工作物を設置し、又は管理する者は、当該設置し、又は管理する工作物について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。

(住宅等の整備)

第二十八条 住宅又は住宅の用に供する土地（以下「住宅等」という。）を供給する事業者は、当該供給する住宅等について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。

2 県民は、その所有する住宅等について、居住する者が将来にわたって安全かつ快適に利用できるようその整備に努め

なければならない。

#### 第四章 雑則

(意見の聴取)

第二十九条 知事は、第二十二条及び第二十四条第四項の規定による公表を行う場合には、あらかじめ、期日、場所及び事案の内容を示して、当事者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由がなくて意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで公表をすることができる。

(委任)

第三十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三章及び第二十九条の規定は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成二十四年三月二十三日条例第十一号）

この条例は、公布の日から施行する。

## ②同施行規則

平成八年七月二十六日  
規則第五十二号  
平成三十年十月十二日  
規則第六十号

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県福祉のまちづくり条例（平成八年千葉県条例第一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(整備基準)

第二条 条例第十四条第一項の規則で定める整備基準は、次のとおりとする。

- 一 建築物に関する整備基準は、別表第一に掲げるものとする。
- 二 公共交通機関の施設（建築物以外の施設に限る。）に関する整備基準は、別表第二に掲げるものとする。
- 三 道路に関する整備基準は、別表第三に掲げるものとする。
- 四 公園、動物園、植物園、遊園地その他これらに類するもの（以下「公園等」という。）に関する整備基準は、別表第四に掲げるものとする。

(適合証)

第三条 条例第十七条第一項の規定による証票は、別記第一号様式とする。

2 条例第十七条第一項の規定による交付の請求は、千葉県福祉のまちづくり条例適合証交付請求書（別記第二号様式）により行わなければならない。

3 前項の請求書には、整備項目表（別記第三号様式）及び別表第五に掲げる図書を添付しなければならない。

(特定施設)

第四条 条例第十八条第一項の規則で定める特定施設は、別表第六に掲げるものとする。

(特定施設の新設等の届出)

第五条 条例第十八条の規定による届出は、特定施設新設等（変更）届出書（別記第四号様式）により行わなければならない。

2 前項の届出書には、整備項目表及び別表第五に掲げる図書を添付しなければならない。

(軽微な変更)

第六条 条例第十八条第二項の規則で定める軽微な変更は、工事の実施時期の変更のうち、工事の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更とする。

(工事完了の届出)

第七条 条例第二十条の規定による届出は、工事完了届出書（別記第五号様式）により行わなければならない。

(適合状況報告書)

第八条 条例第二十三条に規定する既存特定施設の整備基準への適合状況の報告は、既存特定施設適合状況報告書（別記第六号様式）により行わなければならない。

2 前項の報告書には、整備項目表及び別表第五に掲げる図書を添付しなければならない。

(身分証明書)

第九条 条例第二十四条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記第七号様式とする。

(公共的団体)

第十条 条例第二十五条の規則で定める公共的団体は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の規定の適用について、法令の規定により国、都道府県又は建築主事を置く市町村とみなされる法人とする。

(特定施設の新設等の通知)

第十一条 条例第二十五条の規定による通知は、特定施設新設等（変更）通知書（別記第八号様式）により行わなければならない。

2 前項の通知書には、整備項目表及び別表第五に掲げる図書を添付しなければならない。

附則

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成九年三月二十八日規則第二十六号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成十一年四月一日規則第三十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成十一年十二月二十八日規則第八十九号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附則（平成十二年三月三日規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第六第一号口の改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成十九年十二月十八日規則第百八号）

この規則は、平成十九年十二月十九日から施行する。

附則（平成二十年三月二十五日規則第十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二十六年十二月二十六日規則第七十二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の千葉県福祉のまちづくり条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後にされる適合証の交付の請求（以下「請求」という。）及び特定施設の新設等の届出（以下「届出」という。）について適用し、同日前にされた請求及び届出については、なお従前の例による。

附則（平成二十八年三月三十一日規則第五十三号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十九年三月三十一日規則第十八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、別表第六第一号口の改正規定（「第七条」を「第七条第一項」に改める部分に限る。）、同号トの改正規定（「第二条第一項に」を「第二条第二項に」に、「一般ガス事業」を「ガス小売事業」に改める部分を除く。）及び同号レの改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成三十年十月十二日規則第六十号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。



別表第一（第二条第一号）  
建築物に関する整備基準

(い)	出入口	<p>利用者（公益的施設等を利用し、当該公益的施設等においてサービス等の提供を受ける者をいう。以下同じ。）の用に供する出入口（共同住宅又は寄宿舎にあっては、共用のものに限る。）であって、直接地上へ通じる出入口、駐車場へ通じる出入口及び各室（床面積の合計が二千平方メートル未満の建築物の直接地上へ通じる出入口がない階に設けられるものを除く。）の出入口のうち、それぞれ一以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 幅は、内法（のり）を八十センチメートル以上とすること。</li> <li>二 戸を設ける場合は、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</li> <li>三 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</li> </ul>
(ろ)	廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	<p>利用者の用に供する廊下等（共同住宅又は寄宿舎にあっては、共用のものに限る。）は、次に定める構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</li> <li>二 段を設ける場合は、当該段は(は)項に定める構造とすること。</li> <li>三 直接地上へ通じる(い)項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通じる(い)項に定める構造の各出入口から(い)項に定める構造の各室の出入口に至る経路のうち、それぞれ一以上の経路（(に)項に定める構造のエレベーターを設ける場合は、当該エレベーターの昇降路に至る廊下等を含む。）は、次に定める構造とすること。</li> <li>イ 幅は、内法（のり）を一・二メートル以上とすること。</li> <li>ロ 廊下等の末端の付近の構造は車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、区間五十メートル以内ごとに車椅子が転回できる構造の部分の部分を設けること。</li> <li>ハ 高低差がある場合は、第五号に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用特殊構造昇降機（建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十九条の三第二項第一号又は第二号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車椅子使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を設けること。</li> <li>ニ (い)項に定める構造の出入口、(を)項に定める構造の改札口及びレジ通路並びに(に)項に定める構造のエレベーター及び車椅子使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</li> <li>四 (い)項に定める直接地上へ通じる出入口のうち、一以上の出入口から人又は標識により視覚障害者に建築物全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所（以下「受付等」という。）までの廊下等には、視覚障害者を誘導するための床材（黄色の床材その他周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「誘導用床材」という。）を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること（共同住宅、寄宿舎、事務所及び工場の場合を除く。）。ただし、直接地上へ通じる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合はこの限りでない。</li> <li>五 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</li> <li>イ 幅は、内法（のり）を一・二メートル（段を併設する場合は、九十センチメートル）以上とすること。</li> <li>ロ 勾配は、十二分の一（傾斜路の高さが十六センチメートル以下の場合は、八分の一）を超えないこと。</li> <li>ハ 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路には、高さが七十五センチメートル以内ごとに踏幅一・五メートル以上の踊場を設けること。</li> <li>ニ 傾斜路には、手すりを設けること。</li> <li>ホ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</li> <li>ヘ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路と接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</li> <li>ト 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材（黄色の床材その他周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「注</li> </ul>



		意喚起用床材」という。)を敷設すること(共同住宅、寄宿舍、事務所及び工場の場合を除く。))。
(は)	階段(その踊場を含む。)	<p>利用者の用に供し、かつ、直接地上へ通じる出入口がない階(以下「特定階」という。)に通じる階段(共同住宅又は寄宿舍にあつては、共用のものに限る。)は、次に定める構造とすること(学校、共同住宅、寄宿舍、事務所及び工場の場合は主たる階段とする。))。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 手すりを設けること。</li> <li>二 主たる階段には、回り段を設けないこと。</li> <li>三 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</li> <li>四 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまづきにくい構造とすること。</li> <li>五 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること(共同住宅、寄宿舍、事務所、工場及び自動車車庫の場合は除く。))。</li> </ol>
(に)	エレベーター	<p>特定階を有する公益的施設等(共同住宅、寄宿舍及び学校を除く。)で、床面積の合計が二千平方メートル以上のものには、籠が特定階及び直接地上へ通じる出入口がある階に停止する次に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、特定階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講じる場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 籠の幅は、内法(のり)を一・四メートル以上とすること。</li> <li>二 籠の奥行きは、内法(のり)を一・三五メートル以上とすること。</li> <li>三 籠の平面形状は、車椅子の転回に支障がないものとする。</li> <li>四 籠内に、籠が停止する予定の階を表示する装置及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。</li> <li>五 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</li> <li>六 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法(のり)を八十センチメートル以上とすること。</li> <li>七 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けることとし、籠内に設けられた当該制御装置のうち、一以上には、インターホーン(籠内とエレベーターを管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置をいう。以下同じ。)を設けること。</li> <li>八 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置(前号に規定する制御装置を除く。)は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</li> <li>九 籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。</li> <li>十 籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。</li> <li>十一 籠の出入口に、利用者を感じし、籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を自動的に静止することができる装置を設けること。</li> <li>十二 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、一・五メートル以上とすること。</li> <li>十三 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。</li> </ol>
(ほ)	便所	<ol style="list-style-type: none"> <li>一 利用者の用に供する便所(共同住宅又は寄宿舍に設けられるものを除く。)のうち、一以上(男子用と女子用の区分があるときは、それぞれ一以上)の便所は、次に定める構造とすること。</li> <li>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるように十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置された便所(以下「車椅子使用者用便所」という。)が設けられていること。</li> </ol>

		<p>ロ 車椅子使用者用便所の出入口及び車椅子使用者用便所のある便所の出入口の幅は、内法（のり）を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 車椅子使用者用便所の出入口及び車椅子使用者用便所のある便所の出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ニ 車椅子使用者用便所の出入口及び車椅子使用者用便所のある便所の出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ホ 車椅子使用者用便所を設置した旨を適切な方法で表示すること。</p> <p>ヘ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を一以上設けること。</p> <p>二 利用者の用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合は、そのうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。以下同じ。）その他これらに類する小便器であって、その両側に手すりが適切に配置されたものを一以上設けること。</p>
(ハ)	客席	<p>一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場（以下「興行場等」という。）に固定式の客席を設ける場合は、次に定める構造の車椅子使用者が利用できる客席（以下「車椅子使用者用客席」という。）を一以上設けること。</p> <p>イ 車椅子使用者一人当たり、幅は九十センチメートル以上、奥行きは一・四メートル以上とすること。</p> <p>ロ 車椅子使用者用客席の前面及び側面には、必要に応じて落下防止の措置を講じること。</p> <p>二 興行場等の客席の用途に供する部分の出入口で(イ)項に定める構造を有するものから、車椅子使用者用客席に至る経路のうち、一以上の経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、内法（のり）を一・二メートル以上とすること。</p> <p>ロ 高低差がある場合は、(ろ)項第五号のイからホまでに定める構造の傾斜路及び踊場を設けること。</p> <p>三 車椅子使用者用客席を設置した旨を適切な方法で表示すること。</p>
(ト)	更衣室及びシャワー室	<p>体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場及びスポーツの練習場の利用者の用に供する更衣室又はシャワー室のうち、一以上（男子用と女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）の更衣室又はシャワー室は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 出入口の幅は、内法（のり）を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>二 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>三 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>四 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>五 更衣用の区画又はシャワー用の区画を設けない場合は、手すりを設けること。</p> <p>六 更衣用の区画又はシャワー用の区画のうち、一以上の更衣用の区画又はシャワー用の区画は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 出入口の幅は、内法（のり）を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 手すりを設けること。</p> <p>ハ シャワー用の区画の水栓器具は、操作が容易なものとする。</p>
(チ)	浴室	<p>ホテル、旅館又は公衆浴場の利用者の用に供する共同の浴室のうち、一以上（男子用と女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）の共同の浴室は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 脱衣室及び洗い場の出入口の幅は、内法（のり）を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>二 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>三 出入口には、車椅子使用者が通行する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>四 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>五 脱衣室、洗い場及び浴槽には、手すりを設けること。</p> <p>六 水栓器具のうち、一以上は操作が容易なものとする。</p>
(リ)	客室	<p>ホテル及び旅館の客室のうち、一以上の客室は、次に定める構造とすること。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>一 出入口の幅は、内法（のり）を八十センチメートル以上とすること。</li> <li>二 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</li> <li>三 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</li> <li>四 (ほ)項第一号のイからニまで及びへに定める構造の便所が設けられていること。 ただし、客室の外部に利用者の用に供する(ほ)項第一号に定める構造の便所を設ける場合は、この限りでない。</li> <li>五 (ち)項に定める構造の浴室が設けられていること。ただし、客室の外部に利用者の用に供する(ち)項に定める構造の浴室を設ける場合は、この限りでない。</li> <li>六 室内は、車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な床面積が確保されていること。</li> </ul>
(ぬ)	カウンター及び記載台	利用者の用に供するカウンター（常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造であるものを除く。）及び記載台を設ける場合は、一以上のカウンター及び記載台は車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車椅子使用者が利用しやすい空間を設けること。
(る)	公衆電話台	利用者の用に供する公衆電話台を設ける場合は、一以上の公衆電話台は車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車椅子使用者が利用しやすい空間を設けること。
(を)	改札口及びレジ通路（商品等の代金を支払う場所における通路をいう。以下同じ。）	改札口及びレジ通路のうち、一以上の改札口及びレジ通路は、次に定める構造とすること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>一 幅は、内法（のり）を八十センチメートル以上とし、車椅子使用者が円滑に通過できること。</li> <li>二 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</li> </ul>
(わ)	券売機	券売機のうち、一以上の券売機は、次に定める構造とすること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>一 金銭投入口及び操作ボタンは、車椅子使用者が円滑に利用できるよう高さ等に配慮したものとする。</li> <li>二 点字による表示を行うこと。</li> </ul>
(か)	案内標示	案内板のうち、一以上の案内板は、次に定める構造とすること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>一 高さ、文字の大きさ等は、高齢者、障害者等に配慮したものとする。</li> <li>二 点字による表示を行うこと。</li> <li>三 (ほ)項第一号に定める構造の便所を設けた場合は、その旨を表示すること。</li> </ul>
(よ)	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 利用者の用に供する駐車場（駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）第十五条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるもの（以下「機械式駐車場」という。）を除く。）には車椅子使用者が円滑に利用できる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を一以上設けること（学校、共同住宅、寄宿舍、事務所及び工場の場合を除く。）。</li> <li>二 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 車椅子使用者用駐車施設へ通じる(い)項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る経路（次号に定める構造の駐車場内の通路又は(た)項第一号から第四号までに定める通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</li> <li>ロ 幅は、三・五メートル以上とすること。</li> </ul> </li> <li>ハ 車椅子使用者用駐車施設である旨を、見やすい方法により表示すること。</li> <li>三 車椅子使用者用駐車施設へ通じる(い)項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る通路は、(た)項第一号から第四号までに定める構造とすること。</li> </ul>
(た)	敷地内の通路	利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</li> <li>二 段を設ける場合は、当該段は(は)項第一号から第四号に定める構造とすること。</li> <li>三 排水溝を設ける場合は、車椅子使用者が通過する際に支障のない構造とし、溝蓋は車椅子のキャスター及びつえ等が落ち込まない構造とすること。</li> <li>四 直接地上へ通じる(い)項に定める構造の各出入口から当該建築物の敷地の接する道若しくは空地（建築基準法第四十三条第二項第二号に規定する空地に限る。以下「道等」という。）又は車椅子使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、そ</li> </ul>

	<p>れぞれ一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅員は、一・二メートル以上とすること。</p> <p>ロ 高低差がある場合は、次に定める構造の傾斜路及び踊場又は車椅子使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>(1)(ろ)項第五号のイからホまでに定める構造とすること。</p> <p>(2)傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>五 直接地上へ通じる各出入口から当該建築物の敷地の接する道等に至る敷地内の通路のうち、一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること（共同住宅、寄宿舎、事務所及び工場の場合を除く。）。</p> <p>イ 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>ロ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p>
--	---

別表第二（第二条第二号）

公共交通機関の施設（建築物以外の施設に限る。）に関する整備基準

(い)	出入口	<p>利用者の用に供する公共交通機関の施設の出入口のうち、一以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 幅は、内法（のり）を九十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。</p> <p>二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 幅は、内法（のり）を九十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。</p> <p>ロ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>三 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合であって、(は) 項第五号ロに定める構造の傾斜路及びその踊場を併設するときは、この限りでない。</p>
(ろ)	改札口	<p>改札口のうち、一以上の改札口は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 幅は、内法（のり）を九十センチメートル以上とすること。</p> <p>二 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>
(は)	通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）	<p>利用者の用に供する通路等は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>二 段を設ける場合は、当該段は、(に) 項第二号並びに別表第一(は)項第一号、第二号及び第四号に定める構造とすること。</p> <p>三 排水溝を設ける場合は、車椅子使用者が通過する際に支障のない構造とし、溝蓋は車椅子のキャスター及びつえ等が落ち込まない構造とすること。</p> <p>四 階段の上端及び下端に近接する通路等の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>五 (い)項に定める構造の出入口から各乗降場に至る経路のうち、それぞれ一以上の経路 ((ほ)項に定める構造のエレベーターを設ける場合は、当該エレベーターの昇降路に至る通路等を含む。) は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、内法（のり）を一・四メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合であって、次の要件を満たすときは、一・二メートル以上とすることができる。</p> <p>(1) 通路の末端の付近の広さが車椅子の転回に支障のないものであること。</p> <p>(2) 五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けること。</p> <p>ロ 高低差がある場合は、次に定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。</p> <p>(1) 別表第一(ろ)項第五号のイからハまでに定める構造とすること。</p> <p>(2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p>

		<p>(3) 傾斜路には、両側に手すりを設けること。</p> <p>(4) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路と接する通路等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>(5) 傾斜路の上端及び下端に近接する通路等の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>ハ (イ)項に定める構造の出入口、(ロ)項に定める構造の改札口及び(ホ)項に定める構造のエレベーターの昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>ニ (イ)項に定める構造の出入口から各乗降場に至る通路等には、誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する二以上の案内所等がある場合であって、当該二以上の案内所等の間の誘導が適切に実施されるときは、当該二以上の案内所等の間の経路を構成する通路等については、この限りでない。</p>
(に)	階段（その踊場を含む。）	<p>利用者の用に供する階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 別表第一(は)項第二号及び第四号に定める構造とすること。</p> <p>二 踏面の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>三 両側に手すりを設けること。</p> <p>四 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字板を設けること。</p> <p>五 階段の上端及び下端に近接する通路等の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p>
(ほ)	エレベーター	<p>利用者の用に供する階段が設けられる公共交通機関の施設には、直接地上に通じる(イ)項に定める構造の各出入口から乗降場に至る経路のうち、それぞれ一以上の経路に次に定める構造のエレベーター（エレベーターの設置が困難な場合には、車椅子で利用できるエスカレーター）を設けること。</p> <p>一 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法（のり）を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>二 籠の幅は内法（のり）を一・四メートル以上とし、奥行きは内法（のり）を一・三五メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。</p> <p>三 籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。ただし、前号ただし書に規定するものについては、この限りでない。</p> <p>四 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者とが互いにその状況を視覚的に確認できる構造であること。</p> <p>五 籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。</p> <p>六 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものとすること。</p> <p>七 籠内に、籠が停止する予定の階を表示する装置及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>八 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>九 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けることとし、籠内に設けられた当該制御装置のうち、一以上には、インターホンを設けること。</p> <p>十 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（前号に規定する制御装置を除く。）のうちそれぞれ一以上は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>十一 籠の出入口に、利用者を感じし、籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を自動的に静止することができる装置を設けること。</p> <p>十二 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、一・五メートル以上とすること。</p> <p>十三 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合又はエレベーターの停止する階が二の</p>



		みである場合は、この限りでない。
(ハ)	乗降場	乗降場は、次に定める構造とすること。 一 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。 二 縁端には、柵、注意喚起用床材その他の視覚障害者の転落等を防止するための設備を設けること。 三 両端には、転落防止柵を設けること。ただし、階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。 四 利用者の休憩用の施設を設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。 五 乗降場に設置する工作物等については、車椅子使用者の通行に配慮すること。
(ト)	便所	一 利用者の用に供する便所は、次に定める構造とすること。 イ 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。 ロ 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。 ハ 男子用小便器を設ける場合は、床置き式の小便器、壁掛式の小便器その他これらに類する小便器であって、その両側に手すりが適切に配置されたものを一以上設けること。 ニ 利用者の用に供する便所のうち、一以上（男子用と女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）の便所は、前号に定める構造とするほか、別表第一（ほ）項第一号に定める構造とすること。
(チ)	カウンター及び記載台	利用者の用に供するカウンター及び記載台のうち、一以上のカウンター及び記載台は、別表第一（ぬ）項に定める構造とすること。
(リ)	公衆電話台	利用者の用に供する公衆電話台のうち、一以上の公衆電話台は、別表第一（る）項に定める構造とすること。
(ぬ)	券売機	券売機のうち、一以上の券売機は、別表第一（わ）項に定める構造とすること。
(る)	案内標示	案内板のうち、一以上の案内板は、次に定める構造とすること。 一 高さ、文字の大きさ等は、高齢者、障害者等に配慮したものとすること。 二 旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。 三 （と）項第二号に定める構造の便所を設けた場合は、その旨を表示すること。

別表第三（第二条第三号）  
道路に関する整備基準

(イ)	歩道	歩道は、次に定める構造とすること。 一 幅員は、二メートル以上とすること。 二 表面は、滑りにくい仕上げとすること。 三 排水溝を設ける場合は、車椅子使用者が通過する際に支障のない構造とし、溝蓋は車椅子のキャスター及びつえ等が落ち込まない構造とすること。 四 歩道と車道は、工作物により明確に分離すること。 五 歩道の巻き込み部分、歩道が横断歩道と接する部分及び横断歩道と中央帯が交差する部分は、車椅子使用者の通行に支障のない構造とすること。 六 公共交通機関の施設と視覚障害者の利用の多い施設とを結ぶ歩道その他視覚障害者の歩行の多い歩道には、必要に応じて誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設すること。
(ロ)	横断歩道橋及び地下横断歩道	横断歩道橋及び地下横断歩道は、次に定める構造とすること。 一 階段は、回り段を設けないこと。 二 表面は、滑りにくい仕上げとすること。 三 階段、傾斜路及び踊場の部分には、両側に手すりを設けること。 四 昇降口には、注意喚起用床材を敷設すること。

別表第四（第二条第四号）  
公園等に関する整備基準

(い)	出入口	<p>利用者の用に供する公園等の出入口のうち、一以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 幅は、内法（のり）を一・二メートル以上とすること。</li> <li>二 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合であって、（ろ）項第七号二に定める構造の傾斜路及びその踊場を併設するときは、この限りでない。</li> </ul>
(ろ)	園路	<p>（い）項に定める構造の出入口に通じる主たる園路は、次に定める構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 幅員は、一・二メートル以上とすること。</li> <li>二 縦断勾配は、十二分の一を超えないこと。</li> <li>三 勾配が継続する場合は、五十メートル以内ごとに一・五メートル以上の水平部分を設けること。</li> <li>四 路面は、滑りにくい仕上げとすること。</li> <li>五 必要に応じ、手すり等の転落を防ぐ措置を講ずること。</li> <li>六 排水溝を設ける場合は、車椅子使用者が通過する際に支障のない構造とし、溝蓋は車椅子のキャスター及びつえ等が落ち込まない構造とすること。</li> <li>七 段を設ける場合は、次に定める構造とすること。</li> <li>イ 別表第一（は）項第一号、第二号及び第四号に定める構造とすること。</li> <li>ロ 踏面は、滑りにくい仕上げとすること。</li> <li>ハ 段の上端に近接する園路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</li> <li>ニ 次に定める構造の傾斜路及びその踊場を併設すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）幅は、内法（のり）を九十センチメートル以上とすること。</li> <li>（2）別表第一（ろ）項第五号のロからニまでに定める構造とすること。</li> <li>（3）路面は、滑りにくい仕上げとすること。</li> <li>（4）傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する園路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとすること。</li> <li>（5）傾斜路の上端に近接する園路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</li> </ul> </li> <li>ハ 必要に応じ、誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設すること。</li> </ul>
(は)	便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 利用者の用に供する便所は、次に定める構造とすること。</li> <li>イ 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</li> <li>ロ 男子用小便器を設ける場合は、床置き式の小便器、壁掛式の小便器その他これらに類する小便器であって、その両側に手すりが適切に配置されたものを一以上設けること。</li> <li>二 利用者の用に供する便所のうち、一以上（男子用と女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）の便所は、前号に定める構造とするほか、別表第一（ほ）項第一号に定める構造とすること。</li> </ul>
(に)	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 利用者の用に供する駐車場には、次に定める構造の車椅子使用者用駐車施設を一以上設けること。</li> <li>イ 車椅子使用者用駐車施設へ通じる（い）項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る経路（次号に定める構造の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</li> <li>ロ 別表第一（よ）項第二号ロ及びハに定める構造とすること。</li> <li>二 車椅子使用者用駐車施設へ通じる（い）項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る通路は、（ろ）項第四号、第六号並びに第七号イ及びロに定める構造とすること。</li> <li>三 車椅子使用者用駐車施設へ通じる（い）項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る通路のうち、一以上の通路は、次に定める構造とすること。</li> <li>イ 幅員は、一・二メートル以上とすること。</li> <li>ロ 高低差がある場合は、次に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用特殊構造昇降機を設けること。</li> </ul>



		<p>(1)別表第一(ろ)項第五号のイからニまでに定める構造とすること。</p> <p>(2)路面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(3)傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する園路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとすること。</p>
(ほ)	案内標示	<p>案内板のうち、一以上の案内板は、(い)項に定める出入口の付近に、次に定める構造のものを設けること。</p> <p>一 高さ、文字の大きさ等は、高齢者、障害者等に配慮したものとすること。</p> <p>二 点字による表示を行うこと。</p> <p>三 (は)項第二号に定める構造の便所を設けた場合は、その旨を表示すること。</p>

別表第五 (第三条第三項、第五条第二項、第八条第二項及び第十一条第二項)

区分	図書	
	種類	明示すべき事項
建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、建築物及びその出入口の位置、駐車場の位置、車椅子使用者用駐車施設の位置及び幅、敷地内の通路の位置及び幅員(当該通路が段、排水溝又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅員を含む。)、敷地内の通路に設けられる車椅子使用者用特殊構造昇降機、手すり、誘導用床材及び注意喚起用床材の位置並びに敷地内の車路の位置
	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、受付等の位置、廊下等の位置及び幅(当該廊下等が段又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。)、廊下等に設けられる車椅子使用者用特殊構造昇降機、手すり、誘導用床材及び注意喚起用床材の位置、階段の位置、幅及び形状、階段に設けられる手すり及び注意喚起用床材の位置、エレベーター(車椅子使用者用特殊構造昇降機を除く。以下同じ。)の位置、別表第一(ほ)項に定める基準に適合する便所の位置、同表(へ)項に定める基準に適合する車椅子使用者用客席の位置、幅及び奥行き、同項に定める基準に適合する経路の位置及び幅(当該経路が傾斜路及び踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。)、同表(と)項に定める基準に適合する更衣室及びシャワー室の位置、同表(ち)項に定める基準に適合する浴室の位置、同表(り)項に定める基準に適合する客室の位置、同表(ぬ)項に定める基準に適合するカウンター及び記載台の位置、同表(る)項に定める基準に適合する公衆電話台の位置、同表(を)項に定める基準に適合する改札口及びレジ通路の位置及び幅、同表(わ)項に定める基準に適合する券売機の位置、同表(か)項に定める基準に適合する案内標示の位置、駐車場の位置、車椅子使用者用駐車施設の位置及び幅、駐車場へ通じる出入口から当該部分に至る通路の位置及び幅(当該通路が段又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。)並びに当該通路に設けられる車椅子使用者用特殊構造昇降機の位置
	縦断面図	縮尺、廊下等、駐車場の通路若しくは敷地内の通路に設けられる段又は階段のけあげ及び踏面の構造及び寸法、客席の部分の通路に設けられる傾斜路の高さ及び長さ並びに廊下等、駐車場の通路又は敷地内の通路に設けられる傾斜路の高さ、長さ及び踊場の踏幅
	構造詳細図	縮尺、別表第一(に)項に定める基準に適合するエレベーターの構造、車椅子使用者用特殊構造昇降機の構造、別表第一(ほ)項に定める基準に適合する便所の構造、同表(へ)項に定める基準に適合する客席の構造、同表(と)項に定める基準に適合する更衣室及びシャワー室の構造、同表(ち)項に定める基準に適合する浴室の構造並びに同表(り)項に定める基準に適合する客室の構造
公共交通機関の施設	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、公共交通機関の施設及びその出入口の位置、通路等の位置及び幅(当該通路等が段、排水溝又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。)、通路等に設けられる手すり、車椅子使用者用特殊構造昇降機、誘導用床材及び注意喚起用床材の位置、階段の位置、幅及び形状、階段に設けられる手すり及び注意喚起用床材の位置、エレベ

		ーター（車椅子で利用できるエスカレーターを含む。以下同じ。）の位置、乗降場の位置並びに乗降場に設けられる柵、注意喚起用床材その他の視覚障害者の転落等を防止するための設備及び休憩用の施設の位置
	各階平面図	縮尺、方位、間取、床の高低、公共交通機関の施設の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、改札口の位置及び幅、通路等の位置及び幅（当該通路等が段、排水溝又は傾斜路及びその踊場を有する場合には、それらの位置及び幅を含む。）、通路等に設けられる手すり、車椅子使用者用特殊構造昇降機、誘導用床材及び注意喚起用床材の位置、階段の位置、幅及び形状、階段に設けられる手すり及び注意喚起用床材の位置、エレベーターの位置、別表第二(と)項に定める基準に適合する便所の位置、同表(ち)項に定める基準に適合するカウンター及び記載台の位置、同表(り)項に定める基準に適合する公衆電話台の位置、同表(ぬ)項に定める基準に適合する券売機の位置並びに同表(る)項に定める基準に適合する案内標示の位置
	縦断面図	縮尺、通路等に設けられる段又は階段のけあげ及び踏面の構造及び寸法並びに傾斜路の高さ、長さ及び踊場の踏幅
	構造詳細図	縮尺、車椅子使用者用特殊構造昇降機、別表第二(ほ)項に定める基準に適合するエレベーターの構造及び同表(と)項に定める基準に適合する便所の構造
道路	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、歩道の位置及び幅員、歩道に設けられる排水溝、横断歩道及び中央帯の位置、誘導用床材及び注意喚起用床材の位置、横断歩道橋及び地下横断歩道の位置並びに手すり及び昇降口に設けられる注意喚起用床材の位置
	構造詳細図	縮尺並びに歩道の巻き込み部分、歩道が横断歩道と接する部分及び横断歩道と中央帯が交差する部分の構造
公園等	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、公園等の出入口の位置及び幅、主たる園路の位置及び幅員（当該園路が段、排水溝又は傾斜路及びその踊場を有する場合には、それらの位置及び幅員を含む。）、主たる園路に設けられる手すり、誘導用床材及び注意喚起用床材の位置、別表第四(は)項に定める基準に適合する便所の位置、駐車場の位置、車椅子使用者用駐車施設の位置及び幅、駐車場に通じる出入口から車椅子使用者用駐車施設に至る通路の位置及び幅員（当該通路が段、排水溝又は傾斜路及びその踊場を有する場合には、それらの位置及び幅員を含む。）、当該通路に設けられる車椅子使用者用特殊構造昇降機の位置並びに同表(ほ)項に定める基準に適合する案内標示の位置
	縦断面図	縮尺、主たる園路の縦断勾配、主たる園路に設けられる段のけあげ及び踏面の構造及び寸法並びに主たる園路又は通路に設けられる傾斜路の高さ、長さ及び踊場の踏幅
	構造詳細図	縮尺、別表第四(は)項に定める基準に適合する便所の構造及び車椅子使用者用特殊構造昇降機の構造

別表第六（第四条）

一 建築物

- イ 医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）
- ロ 児童福祉法（昭和三十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和三十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービスを行う施設（障害者等の居宅において障害福祉サービスを行う場合における当該居宅を除く。）、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十八項に規定する福祉ホーム、生活保護法（昭和三十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号の授産施設又は同条第三項第十一号の隣保館等の施設、売春防止法（昭和三十二年法律第一百八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設又は同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子保健法（昭和三十九年法律第四百一十一号）第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第十四項に規定する地域密着型サービスを行う施設（同条第二項に規定する居宅要介護者について、その者の居宅において地域密着型サービスを行う場合における当該居宅を除く。）又は同条第二十八項に規定する介護老人保健施設その他これらに

類するもの

ハ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校

ニ 集会場、公会堂又は社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十条に規定する公民館

ホ 図書館法（昭和二十五年法律百十八号）第二条第一項に規定する図書館、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館、同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設その他これらに類する施設

ヘ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）による農業協同組合、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二条に規定する水産業協同組合、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律百八十一号）第三条第二号に掲げる信用協同組合、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）による信用金庫、長期信用銀行法（昭和二十七年法律百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）による労働金庫、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）による日本銀行、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）による農林中央金庫、日本郵便株式会社法（平成十七年法律百号）第二条第四項に規定する郵便局、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）による株式会社日本政策金融公庫又は株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）による株式会社商工組合中央金庫の店舗

ト ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第二項に規定するガス小売事業、電気事業法（昭和三十一年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業（同法第九条第一号に規定する電気通信回線設備を設置して同法第二条第三号に規定する電気通信役務を提供するものに限る。）を営む店舗

チ 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗又は飲食店のうち、床面積の合計が五百平方メートル以上のもの  
リ 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第一条の二第三項に規定する理容所、質屋営業法（昭和二十五年法律百五十八号）第一条第二項に規定する質屋、クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第二条第四項に規定するクリーニング所、旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二条第一項に規定する旅行業、美容師法（昭和三十一年法律百六十三号）第二条第三項に規定する美容所、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗のうち、床面積の合計が五百平方メートル以上のもの

ヌ 国、地方公共団体及び第十条に規定する公共的団体の事務又は事業の用に供するもの（イからリまで及びルからラまでに該当するものを除く。）

ル 事務所（ヘからヌまでに該当するものを除く。）のうち、床面積の合計が二千平方メートル以上のもの

ヲ 一般公共の用に供される自動車車庫（機械式駐車場を除く。）のうち、床面積の合計が五百平方メートル以上のもの  
ワ 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第二条第七項に規定する火葬場又は公衆便所（他の用途の施設の附属施設であるものを除く。）

カ 公衆浴場法（昭和二十三年法律百三十九号）第一条第一項に規定する公衆浴場のうち、床面積の合計が五百平方メートル以上のもの

コ 劇場、観覧場、映画館、演芸場又は遊技場のうち、床面積の合計が千平方メートル以上のもの

タ 展示場のうち、床面積の合計が千平方メートル以上のもの

レ 旅館業法（昭和二十三年法律百三十八号）第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業又は同条第三項に規定する簡易宿所営業の用に供する施設のうち、床面積の合計が千平方メートル以上のもの

ソ 体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場のうち、床面積の合計が千平方メートル以上のもの

ツ 工場のうち、床面積の合計が三千平方メートル以上のもの

ネ 一棟当たりの戸数が五十一戸以上の共同住宅

ナ 一棟当たりの室数が五十一室以上の寄宿舍

ラ イからナまでに掲げるものの二以上の異なる用途に供する建築物（異なる用途に供する部分が明確に区画され、出入口等の主要な部分を共用しないものを除く。）のうち、床面積の合計が二千平方メートル以上のもの

二 公共交通機関の施設

イ 軌道法施行規則（大正十二年内務鉄道省令）第九条第一項第十一号に規定する停留場

ロ 港湾法（昭和二十五年法律百十八号）第二条第五項第七号に規定する旅客施設

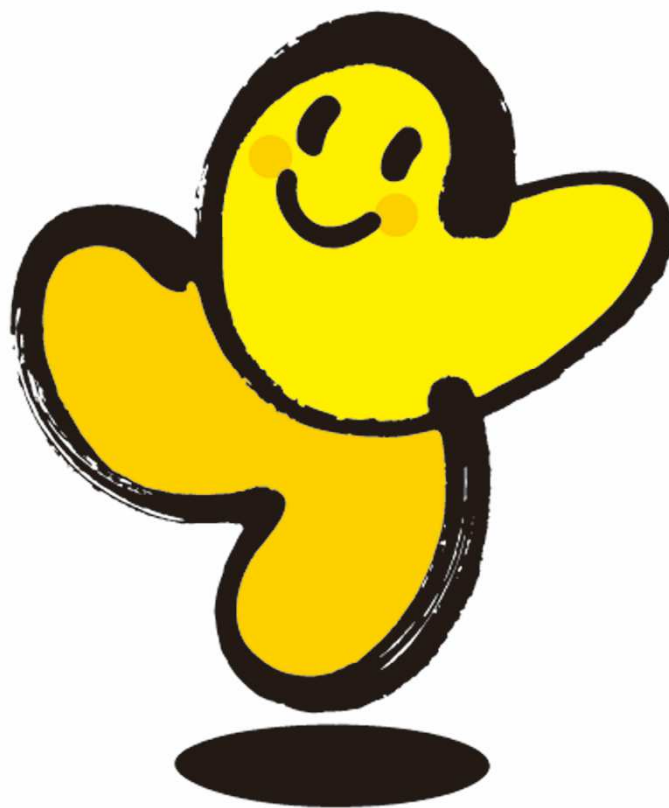
ハ 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港

ニ 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律百三十六号）第二条第六項に規定するバスターミナル

ホ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項に規定する停車場

三 公園等

動物園、植物園、遊園地その他これらに類するもの



千葉県福祉のまちづくり条例

適合証

---

千葉県福祉のまちづくり条例適合証交付請求書

千葉県福祉のまちづくり条例第 17 条第 1 項の規定により、適合証の交付を請求します。  
この請求書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日  
千葉県知事 様

請求者 氏 名

住 所  
Ⓜ  
電話番号

（法人にあつては、その事務所の所在地）  
及び名称並びに代表者の氏名

1 連 絡 先	住 所		法人名	
	氏 名		電 話	
2 公益的施設等の名称				
3 公益的施設等の所在地				
4 公益的施設等の概要	建 築 物	用 途		
		構 造		
		階 数	地上 階	地下 階
		延べ面積	m <sup>2</sup>	
	公共交通機関の施設			
	道 路			
	公 園 等			
5 備 考				
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄		※ 決 裁 年 月 日	
年 月 日			年 月 日	
第 号			係員印	
係員印				

- 注 1 個人が請求する場合は、請求者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。  
2 整備項目表（第三号様式）及び別表第五に掲げる図書を添付してください。

整備項目表（建築物）

建築物の名称		用途	
所在地			

1 出入口	(1) 直接地上に通じる出入口のうち一以上の出入口の構造	ア 幅は、内法を <sup>のり</sup> 80 cm以上	cm		
		イ 戸は、自動的に開閉又は円滑に開閉して通過できる構造	適・否		
		ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段の禁止	適・否		
	(2) 駐車場へ通じる出入口のうち一以上の出入口の構造	ア 幅は、内法を <sup>のり</sup> 80 cm以上	cm		
		イ 戸は、自動的に開閉又は円滑に開閉して通過できる構造	適・否		
		ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段の禁止	適・否		
	(3) 各室の出入口のうち一以上の出入口の構造	ア 幅は、内法を <sup>のり</sup> 80 cm以上	cm		
		イ 戸は、自動的に開閉又は円滑に開閉して通過できる構造	適・否		
		ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段の禁止	適・否		
	2 廊下等	(1) 表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ		適・否	
		(2) 段の構造	ア 手すりの設置	適・否	
			イ 回り段の禁止	適・否	
ウ 表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ			適・否		
エ 段は識別しやすいもの、かつ、つまづきにくい構造			適・否		
オ 階段の上端に近接する廊下及び踊場に注意喚起用床材の敷設			適・否		
(3) 直接地上に通じる出入口又は駐車場へ通じる出入口から各室の出入口に至る経路のうち一以上の経路の構造		ア 廊下等の幅は、内法を <sup>のり</sup> 1.2m以上	m		
		イ 末端又は50m以内ごとの車椅子転回スペースの確保	適・否		
		ウ 高低差がある場合の措置	(イ) 傾斜路等の設置	有・無	
			(イ) 車椅子使用者用特殊構造昇降機の設置	有・無	
		エ 傾斜路等の構造	(イ) 幅は、内法を <sup>のり</sup> 1.2m以上（段を併設する場合は、90 cm以上）	m	
			(イ) 勾配は、1/12 以下（傾斜路の高さが16 cm以下の場合、1/8 以下）	1 /	
		(イ) 高低差75 cm以内ごとに踏幅1.5m以上の踊場の設置	m		
	(エ) 手すりの設置	適・否			

第三号様式（第三条）  
（その一）

		(オ) 表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	適・否		
		(カ) 識別しやすい傾斜路	適・否		
		オ 各出入口及びエレベーターの昇降路の出入口に接する部分の水平の確保	適・否		
	(4) 情報提供を行う場所までの誘導用床材の敷設又は視覚障害者を誘導する装置の設置		適・否		
(5) 傾斜路等の構造	ア	幅は、内法を <sup>のり</sup> 1.2m以上（段を併設する場合は、90cm以上）	m		
	イ	勾配は、1/12以下（傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8以下）	1 /		
	ウ	高低差75cm以内ごとに踏幅1.5m以上の踊場の設置	m		
	エ	手すりの設置	適・否		
	オ	表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	適・否		
	カ	傾斜路は、廊下等の色と識別しやすいもの	適・否		
	キ	傾斜路の上端に近接する廊下及び踊場に注意喚起用床材の敷設	適・否		
3 階段（その踊場を含む。）	(1) 手すりの設置		適・否		
	(2) 主たる階段に回り段の禁止		適・否		
	(3) 表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ		適・否		
	(4) 段は識別しやすいもの、かつ、つまづきにくい構造		適・否		
	(5) 階段の上端に近接する廊下等及び踊場に注意喚起用床材の敷設		適・否		
4 エレベーター	(1) 利用者の用に供し、かつ、直接地上へ通じる出入口がない階		有・無		
	(2) 床面積の合計（(1)で有の場合）		㎡		
	(3) エレベーターの設置		有・無		
	(4) エレベーターの構造	ア	籠は、利用者の用に供し、かつ、直接地上へ通じる出入口がない階及び直接地上へ通じる出入口がある階に停止	適・否	
		イ	籠の幅は、内法を <sup>のり</sup> 1.4m以上	m	
		ウ	籠の奥行きは、内法を <sup>のり</sup> 1.35m以上	m	
		エ	籠の平面形状は、車椅子の転回に支障のないもの	適・否	
		オ	籠内に籠の停止階及び現在位置の表示装置の設置	適・否	
		カ	籠内に到着階及び戸の閉鎖を音声で知らせる装置の設置	適・否	
キ	籠及びエレベーターの出入口の幅は、内法を <sup>のり</sup> 80cm以上	cm			



第三号様式（第三条）  
（その一）

		ク 籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置の設置（籠内に一以上のインターホンの設置）	適・否		
		ケ 籠内及び乗降ロビーに視覚障害者が円滑に操作できる制御装置の設置	適・否		
		コ 籠内の左右両面の側板に手すりの設置	適・否		
		サ 籠内に戸の開閉状態を確認する鏡の設置	適・否		
		シ 籠の出入口に利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に静止できる装置の設置	適・否		
		ス 乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、1.5m以上		m	
		セ 乗降ロビーに音声で昇降方向を知らせる装置の設置	適・否		
		※ 籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置の設置	有・無	適・否	
5 便所	(1) 利用者の用に供する便所の設置		有・無		
	(2) 車椅子使用者用便房の構造	ア 車椅子使用者用便房の面積		m <sup>2</sup>	
		イ 腰掛便座の設置		適・否	
		ウ 手すりの設置		適・否	
	(3) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口の幅は、内法を <sup>のり</sup> 80 cm以上			cm	
	(4) 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造			適・否	
	(5) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段の禁止			適・否	
	(6) 車椅子使用者用便房を設置した旨を適切な方法での表示			適・否	
	(7) 高齢者、障害者等が円滑に利用できる洗面器の設置			適・否	
	(8) 男子用小便器を設ける便所の一以上に床置き式、壁掛式（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設置			適・否	
(9) (8)の小便器の両側に手すりを適切に配置			適・否		
6 客席	(1) 車椅子使用者用客席の設置		有・無		
	(2) 車椅子使用者用客席の構造	ア 幅は90 cm以上、奥行きは1.4m以上	幅 奥行き	cm m	
		イ 車椅子使用者用客席の前面及び側面に落下防止の措置		適・否	
	(3) 車椅子使用者用客席に至る経路	ア 幅は、 <sup>のり</sup> 内法を1.2m以上		m	
		イ 傾斜路等の構造	(7) 幅は、 <sup>のり</sup> 内法を1.2m以上（段を併設する場合は、90 cm以上）		m
			(i) 勾配は、1/12以下（傾斜路の高さが16 cm以下の場合、1/8以下）		1 /
		(j) 高低差75 cm以内ごとに踏幅1.5m以上の踊場の設置		m	

第三号様式（第三条）  
（その一）

		(e) 手すりの設置	適・否		
		(f) 表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	適・否		
	(4) 車椅子使用者用客席を設置した旨を適切な方法で表示		適・否		
7 更衣室及びシャワー室	(1) 更衣室及びシャワー室の設置		有・無		
	(2) 出入口の幅は、内法を <sup>のり</sup> 80 cm以上		cm		
	(3) 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造		適・否		
	(4) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段の禁止		適・否		
	(5) 床面は、滑りにくい仕上げ		適・否		
	(6) 区画を設けない場合は、手すりを設置		適・否		
	(7) 区画の構造	ア 出入口の幅は、内法を <sup>のり</sup> 80 cm以上		cm	
イ 手すりの設置			適・否		
ウ シャワー用の区画の水栓器具は、操作が容易なものを設置			適・否		
8 浴室	(1) 浴室の設置		有・無		
	(2) 脱衣室及び洗い場の出入口の幅は、内法を <sup>のり</sup> 80 cm以上		cm		
	(3) 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造		適・否		
	(4) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段の禁止		適・否		
	(5) 床面は、滑りにくい仕上げ		適・否		
	(6) 脱衣室、洗い場及び浴槽に手すりの設置		適・否		
	(7) 水栓器具は、操作が容易なものを設置		適・否		
9 客室	(1) 出入口の幅は、内法を <sup>のり</sup> 80 cm以上		cm		
	(2) 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造		適・否		
	(3) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段の禁止		適・否		
	(4) 便所の構造	ア 車椅子使用者用便房の構造	(ア) 車椅子使用者用便房の面積	m <sup>2</sup>	
			(イ) 腰掛便座の設置	適・否	
			(ウ) 手すりの設置	適・否	
		イ 車椅子使用者用便房及び便所の出入口の幅は、内法を <sup>のり</sup> 80 cm以上		cm	
	ウ 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造		適・否		

第三号様式（第三条）  
（その一）

		エ 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段の禁止	適・否	
		オ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる洗面器の設置	適・否	
(5) 浴室の構造	ア	脱衣室及び洗い場の出入口の幅は、 <sup>のり</sup> 80 cm以上	cm	
	イ	出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造	適・否	
	ウ	出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段の禁止	適・否	
	エ	床面は、滑りにくい仕上げ	適・否	
	オ	脱衣室、洗い場及び浴槽に手すりの設置	適・否	
	カ	水栓器具は、操作が容易なものを設置	適・否	
	(6)	室内は、車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な床面積の確保	適・否	
10 カウンター及び記載台	(1) カウンターの構造	ア 車椅子使用者の利用に配慮した高さ	適・否	
		イ 下部に車椅子使用者が利用しやすい空間の設置	適・否	適・否
		※ 上記ア及びイに適合しない場合、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造	適・否	
	(2) 記載台の構造	ア 車椅子使用者の利用に配慮した高さ	適・否	
		イ 下部に車椅子使用者が利用しやすい空間の設置	適・否	
11 公衆電話台	(1)	車椅子使用者の利用に配慮した高さ	適・否	
	(2)	下部に車椅子使用者が利用しやすい空間の設置	適・否	
12 改札口及びレジ通路	(1)	幅は、 <sup>のり</sup> 80 cm以上とし、車椅子使用者が円滑に通過できる構造	cm	
	(2)	車椅子使用者が通過する際に支障となる段の禁止	適・否	
13 券売機	(1)	金銭投入口及び操作ボタンは、車椅子使用者が円滑に利用できる高さ等	適・否	
	(2)	点字による表示	適・否	
14 案内標示	(1)	高さ、文字の大きさ等の高齢者、障害者等への配慮	適・否	
	(2)	点字による表示	適・否	
	(3)	車椅子使用者用便所を設けた場合の表示	適・否	
15 駐車場	(1)	車椅子使用者用駐車施設の設置	有・無	
	(2) 車椅子使用者用駐車施設の構造	ア	車椅子使用者用駐車施設へ通じる出入口に近い位置に設置	適・否
		イ	幅は、3.5m以上	m
ウ	車椅子使用者用駐車施設である旨の見やすい表示	適・否		

第三号様式（第三条）  
（その一）

(3) 車椅子使用者用駐車施設に至る通路の構造	ア 表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ		適・否			
	イ 段の構造	(7) 手すりの設置		適・否		
		(4) 回り段の禁止		適・否		
		(9) 表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ		適・否		
		(8) 段は識別しやすいもの、かつ、つまづきにくい構造		適・否		
	ウ 排水溝の構造	(7) 車椅子使用者が通過する際に支障がない構造		適・否		
		(4) 車椅子のキャスター及びつえ等が落ち込まない溝蓋の設置		適・否		
	エ 一以上の通路の構造	(7) 幅員は、1.2m以上		m		
		(4) 高低差がある場合の措置	a 傾斜路等の設置		有・無	
			b 車椅子使用者用特殊構造昇降機の設置		有・無	
		(9) 傾斜路等の構造	a 幅は、 <sup>のり</sup> 内法を1.2m以上（段を併設する場合は、90 cm以上）		m	
			b 勾配は、1/12 以下（傾斜路の高さが16 cm以下の場合、1/8 以下）		1 /	
			c 高低差 75 cm以内ごとに踏幅 1.5m以上の踊場の設置		m	
			d 手すりの設置		適・否	
e 表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ			適・否			
f 識別しやすい傾斜路			適・否			
16 敷地内の通路	(1) 表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ		適・否			
	(2) 段の構造	ア 手すりの設置		適・否		
		イ 回り段の禁止		適・否		
		ウ 表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ		適・否		
		エ 段は識別しやすいもの、かつ、つまづきにくい構造		適・否		
	(3) 排水溝の構造	ア 車椅子使用者が通過する際に支障がない構造		適・否		
		イ 車椅子のキャスター及びつえ等が落ち込まない溝蓋の設置		適・否		

第三号様式（第三条）  
（その一）

(4) 道等又は車椅子使用者用駐車施設に至る一以上の通路の構造	ア 幅員は、1.2m以上	m		
	イ 高低差がある場合の措置	(7) 傾斜路等の設置	有・無	
		(i) 車椅子使用者用特殊構造昇降機の設置	有・無	
	ウ 傾斜路等の構造	(7) 幅は、内法を <sup>のり</sup> 1.2m以上（段を併設する場合は、90 cm以上）	m	
		(i) 勾配は、1/12 以下（傾斜路の高さが16 cm以下の場合は、1/8 以下）	1 /	
		(9) 高低差 75 cm以内ごとに踏幅 1.5mの踊場の設置	m	
		(e) 手すりの設置	適・否	
		(f) 表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	適・否	
		(h) 識別しやすい傾斜路	適・否	
	(5) 直接地上へ通じる出入口から道等に至る一以上の通路の構造	ア 誘導用床材の敷設又は音声誘導装置の設置等	適・否	
イ 車路に接する部分等に注意喚起用床材の敷設		適・否		

第三号様式（第三条）  
（その二）

整備項目表（公共交通機関の施設（建築物以外の施設））

公共交通機関の施設の名称		用途		
所在地				
1 出入口	公共交通機関の施設の出入口のうち以上の出入口の構造	(1) 幅は、内法を <sup>のり</sup> 90 cm以上（構造上やむを得ない場合は、80 cm以上）	cm	
		(2) 戸の設置	有・無	
		ア 戸の幅は、内法を <sup>のり</sup> 90 cm以上（構造上やむを得ない場合は、80cm以上）	cm	
		イ 戸は、自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造	適・否	
		ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段の禁止	適・否	
		※ 構造上やむを得ず段がある場合に3(5)イに定める構造の傾斜路の設置		有・無
2 改札口	(1) 幅は、内法を <sup>のり</sup> 90 cm以上	cm		
	(2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段の禁止	適・否		
3 通路等	(1) 床の表面は、滑りにくい仕上げ	適・否		
	(2) 段の構造	ア 手すりの設置	適・否	
		イ 回り段の禁止	適・否	
		ウ 踏面の表面は、滑りにくい仕上げ	適・否	
		エ 段は識別しやすいもの、かつ、つまづきにくい構造	適・否	
	(3) 排水溝の構造	ア 車椅子使用者が通過する際に支障がない構造	適・否	
		イ 車椅子のキャスター及びつえ等が落ち込まない溝蓋の設置	適・否	
	(4) 階段の上端及び下端に近接する通路等に注意喚起用床材の敷設	適・否		
	(5) 公共交通機関の施設の出入口から各乗降場に至る経路のうち以上の経路の構造	ア 幅は、内法を <sup>のり</sup> 1.4m以上	m	
		※ 末端付近及び50m以内ごとに車椅子転回スペースを設けた場合は、1.2m以上	m	
		イ 傾斜路等の構造	(r) 幅は、内法を <sup>のり</sup> 1.2m以上（段を併設する場合は、90 cm以上）	m
			(i) 勾配は、1/12以下（傾斜路の高さが16 cm以下の場合は、1/8以下）	1/
			(j) 高低差75 cm以内ごとに踏幅1.5m以上の踊場の設置	m
		(e) 床の表面は、滑りにくい仕上げ	適・否	
(f) 両側に手すりの設置		適・否		
(h) 識別しやすい傾斜路	適・否			

第三号様式（第三条）  
（その二）

		(キ) 傾斜路の上端及び下端に近接する通路等に注意喚起用床材の敷設	適・否	
		ウ 出入口、改札口及びエレベーターの昇降路の出入口に接する部分の水平の確保	適・否	
		エ 誘導用床材の敷設又は視覚障害者を誘導する装置の設置	有・無	適・否
		※ 常時勤務する者による二以上の案内所等の間の適切な誘導	有・無	
4 階段(その踊場を含む。)	(1) 主たる階段に回り段の禁止		適・否	
	(2) 踏面の表面は、滑りにくい仕上げ		適・否	
	(3) 段は識別しやすいもの、かつ、つまづきにくい構造		適・否	
	(4) 両側に手すりの設置		適・否	
	(5) 手すりの端部付近に階段の通ずる場所を示す点字板の設置		適・否	
	(6) 階段の上端及び下端に近接する通路等に注意喚起用床材の敷設		適・否	
5 エレベーター	(1) 直接地上に通じる各出入口から乗降場に至る経路のうち一以上の経路にエレベーターの設置		有・無	
	※ エレベーターの設置が困難な場合は、車椅子で利用できるエスカレーター <sup>のり</sup> の設置		有・無	
	(2) 籠及びエレベーター <sup>のり</sup> の出入口の幅は、内法を 80 cm 以上		cm	
	(3) 籠の幅は、 <sup>のり</sup> 内法を 1.4m 以上、籠の奥行きは、 <sup>のり</sup> 内法を 1.35m 以上	幅 奥行き	m m	適・否
	※ 籠の出入口が複数あり、開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられ、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のエレベーターの設置		有・無	
	(4) 籠内に戸の開閉状態を確認する鏡の設置		適・否	
	(5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するもの又は籠外及び籠内に画像を表示する設備の設置		適・否	
	(6) 籠内の左右両面の側板に手すりの設置		適・否	
	(7) 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能		適・否	
	(8) 籠内に籠の停止階及び現在位置の表示装置の設置		適・否	
	(9) 籠内に到着階及び戸の閉鎖を音声で知らせる装置の設置		適・否	
	(10) 籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置の設置(籠内に一以上のインターホンの設置)		適・否	
	(11) 籠内及び乗降ロビーに視覚障害者が円滑に操作できる制御装置の設置		適・否	
	(12) 籠の出入口に利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に静止できる装置の設置		適・否	
(13) 乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、1.5m 以上		m		
(14) 乗降ロビーに音声で昇降方向を知らせる装置の設置		適・否	適・否	



第三号様式（第三条）  
（その二）

	※ 籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置の設置又はエレベーターの停止する階が二のみである場合に該当		有・無		
6 乗降場	(1) 床の表面は、滑りにくい仕上げ			適・否	
	(2) 縁端には、柵、注意喚起用床材その他の視覚障害者の転落等を防止するための設備を設置			適・否	
	(3) 両端には、転落防止柵を設置			適・否	
	(4) 休憩用施設の設置			適・否	
	(5) 車椅子使用者の通行へ配慮した工作物等の設置			適・否	
7 便所	(1) 利用者の用に供する便所の設置			有・無	
	(2) 便所の出入口付近に男子用及び女子用の別並びに便所の構造を視覚障害者に示すための設備の設置			適・否	
	(3) 床の表面は、滑りにくい仕上げ			適・否	
	(4) 男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置き式、壁掛式（受け口の高さが 35 cm 以下のものに限る。）その他これらに類する小便器の設置			適・否	
	(5) (4)の小便器の両側に手すりを適切に配置			適・否	
	(6) 車椅子使用者用便所の構造	ア 車椅子使用者用便所の面積		m <sup>2</sup>	
		イ 腰掛便座の設置		適・否	
		ウ 手すりの設置		適・否	
	(7) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口の幅は、 <sup>のり</sup> 内法を 80 cm 以上			cm	
	(8) 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造			適・否	
	(9) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段の禁止			適・否	
(10) 車椅子使用者用便房を設置した旨を適切な方法での表示			適・否		
(11) 高齢者、障害者等が円滑に利用できる洗面器の設置			適・否		
8 カウンター及び記載台	(1) カウンターの構造	ア 車椅子使用者の利用に配慮した高さ		適・否	適・否
		イ 下部に車椅子使用者が利用しやすい空間の設置		適・否	
		※ 上記ア及びイに適合しない場合、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造		適・否	
	(2) 記載台の構造	ア 車椅子使用者の利用に配慮した高さ		適・否	
		イ 下部に車椅子使用者が利用しやすい空間の設置		適・否	
9 公衆電話台	(1) 車椅子使用者の利用に配慮した高さ			適・否	
	(2) 下部に車椅子使用者が利用しやすい空間の設置			適・否	
10 券売機	(1) 金銭投入口及び操作ボタンは、車椅子使用者が円滑に利用できる高さ等			適・否	
	(2) 点字による表示			適・否	
11 案内標示	(1) 高さ、文字の大きさ等の高齢者、障害者等への配慮			適・否	

第三号様式（第三条）  
（その二）

(2) 旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備の設置	適・否	
(3) 車椅子使用者用便所を設けた場合の表示	適・否	

第三号様式（第三条）  
（その三）

整備項目表（道路）

道路の名称	
所在地	

1 歩道	(1) 幅員は、2 m以上		m		
	(2) 表面は、滑りにくい仕上げ		適・否		
	(3) 排水溝の構造	ア 車椅子使用者が通過する際に支障がない構造		適・否	
		イ 車椅子のキャスター及びつえ等が落ち込まない溝蓋の設置		適・否	
	(4) 歩道と車道との工作物による明確な分離		適・否		
	(5) 車椅子使用者の通行に支障のない構造	ア 歩道の巻き込み部分		適・否	
		イ 歩道が横断歩道と接する部分		適・否	
		ウ 横断歩道と中央帯が交差する部分		適・否	
(6) 誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設		適・否			
2 横断歩道橋及び地下横断歩道	(1) 回り段の禁止		適・否		
	(2) 表面は、滑りにくい仕上げ		適・否		
	(3) 両側に手すりの設置		適・否		
	(4) 昇降口に注意喚起用床材の敷設		適・否		

第三号様式（第三条）  
（その四）

公園等の名称					
所在地					
1 出入口	(1) 幅は、内法を <sup>のり</sup> 1.2m以上	m			
	(2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段の禁止	適・否			
	※ 構造上やむを得ず段がある場合に2(7)カに定める構造の傾斜路の設置		有・無		
2 園路	(1) 幅員は、1.2m以上	m			
	(2) 縦断勾配は、1/12以下	1/			
	(3) 勾配が継続する場合は、50m以内ごとに1.5m以上の水平部分の設置	m			
	(4) 路面は、滑りにくい仕上げ	適・否			
	(5) 手すり等の設置	適・否			
	(6) 排水溝の構造	ア 車椅子使用者が通過する際に支障がない構造	適・否		
		イ 車椅子のキャスター及びつえ等が落ち込まない溝蓋の設置	適・否		
	(7) 段の構造	ア 手すりの設置	適・否		
		イ 回り段の禁止	適・否		
		ウ 踏面は、滑りにくい仕上げ	適・否		
		エ 段は識別しやすいもの、かつ、つまづきにくい構造	適・否		
		オ 段の上端に近接する園路等の部分に注意喚起用床材の敷設	適・否		
		カ 傾斜路等の構造	(ア) 幅は、内法を <sup>のり</sup> 90cm以上	cm	
			(イ) 勾配は、1/12以下（傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8以下）	1/	
	(ウ) 高低差75cm以内ごとに踏幅1.5m以上の踊場の設置		m		
	(エ) 手すりの設置		適・否		
	(オ) 路面は、滑りにくい仕上げ		適・否		
	(カ) 識別しやすい傾斜路		適・否		
	(キ) 傾斜路の上端に近接する園路及び踊場の部分に注意喚起用床材の敷設		適・否		
	(8) 誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設	適・否			
3 便所	(1) 利用者の用に供する便所の設置	有・無			
	(2) 床の表面は、滑りにくい仕上げ	適・否			
	(3) 男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置き式、壁掛式（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器の設置	適・否			

第三号様式（第三条）  
（その四）

	(4) (3)の小便器の両側に手すりを適切に配置		適・否			
(5) 車椅子使用者用便房の構造	ア	車椅子使用者用便房の面積	m <sup>2</sup>			
	イ	腰掛便座の設置	適・否			
	ウ	手すりの設置	適・否			
	(6) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口の幅は、内法を <sup>のり</sup> 80 cm以上		cm			
	(7) 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造		適・否			
	(8) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段の禁止		適・否			
	(9) 車椅子使用者用便房を設置した旨を適切な方法での表示		適・否			
	(10) 高齢者、障害者等が円滑に利用できる洗面器の設置		適・否			
4 駐車場	(1) 車椅子使用者用駐車施設の設置		有・無			
	(2) 車椅子使用者用駐車施設の構造	ア	車椅子使用者用駐車施設へ通じる出入口に近い位置に設置	適・否		
		イ	幅は、3.5m以上	m		
		ウ	車椅子使用者用駐車施設である旨の見やすい表示	適・否		
	(3) 車椅子使用者用駐車施設に至る通路の構造	ア	路面は、滑りにくい仕上げ	適・否		
		イ 段の構造	(ア)	手すりの設置	適・否	
			(イ)	回り段の禁止	適・否	
			(ロ)	踏面は、滑りにくい仕上げ	適・否	
			(ハ)	段は識別しやすいもの、かつ、つまづきにくい構造	適・否	
		ウ 排水溝の構造	(ア)	車椅子使用者が通過する際に支障がない構造	適・否	
			(イ)	車椅子のキャスター及びつえ等が落ち込まない溝蓋の設置	適・否	
		エ 一以上の通路の構造	(ア)	幅員は、1.2m以上	m	
			(イ) 高低差がある場合の措置	a	傾斜路等の設置	有・無
				b	車椅子使用者用特殊構造昇降機の設置	有・無
	(ロ) 傾斜路等の構造		a	幅は、内法を <sup>のり</sup> 1.2m以上(段を併設する場合は、90 cm以上)	m	
			b	勾配は、1/12 以下（傾斜路の高さが16 cm以下の場合、1/8 以下）	1 /	
			c	高低差75 cm以内ごとに踏幅1.5m以上の踊場の設置	m	
	d	手すりの設置	適・否			
	e	路面は、滑りにくい仕上げ	適・否			

第三号様式（第三条）  
（その四）

			f 識別しやすい傾斜路	適・否	
5 案内標示	(1) 高さ、文字の大きさ等の高齢者、障害者等への配慮			適・否	
	(2) 点字による表示			適・否	
	(3) 車椅子使用者用便所を設けた場合の表示			適・否	

特定施設新設等（変更）届出書

千葉県福祉のまちづくり条例第 18 条第 1 項（第 2 項）の規定により、特定施設の新設又は改修（変更）を届け出ます。  
この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日  
千葉県知事 様

住 所  
Ⓜ  
電話番号

届出者 氏 名

（法人にあつては、その事務所の所在地）  
及び名称並びに代表者の氏名

1 連 絡 先	住 所		法人名			
	氏 名		電 話			
2 特 定 施 設 の 名 称						
3 特 定 施 設 の 所 在 地						
4 新設又は改修（変更）の別						
5 工事の着手（予定）年月日						
6 工事の完了予定年月日						
7 特定施設の概要	建築物	用 途				
		構 造				
		階 数	地上 階	地下 階		
		延 べ 面 積	m <sup>2</sup>			
	公共交通機関の施設					
	公 園 等					
8 備 考						
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄		※ 決 裁 年 月 日			
年 月 日			年 月 日			
第 号			係員印			
係員印						

注 1 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

2 整備項目表（第三号様式）及び別表第五に掲げる図書を添付してください。

3 ※印のある欄は記入しないでください。



工 事 完 了 届 出 書

特定施設の新設又は改修を完了しましたので、千葉県福祉のまちづくり条例第 20 条の規定により届け出ます。  年 月 日 千葉県知事 様   <div style="text-align: right;">                     住 所                      届出者 氏 名                      電話番号                      （法人にあっては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）                 </div>					
1 連 絡 先	住 所		法 人 名		
	氏 名		電 話		
2 特 定 施 設 の 名 称					
3 特 定 施 設 の 所 在 地					
4 新 設 又 は 改 修 の 別					
5 工 事 の 着 手 年 月 日					
6 工 事 の 完 了 年 月 日					
7 特定施設 の概要	建築物	用 途			
		構 造			
		階 数	地上 階	地下 階	
		延べ面積	m <sup>2</sup>		
	公共交通機関の施設				
	公 園 等				
8 備 考					
※ 受 付 欄		※ 決 裁 欄		※ 決 裁 年 月 日	
年 月 日				年 月 日	
第 号				係員印	
係員印					

- 注 1 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。
- 2 ※印のある欄は記入しないでください。

既存特定施設適合状況報告書

千葉県福祉のまちづくり条例第 23 条の規定により、既存特定施設の整備基準への適合状況を報告します。  
 この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日  
 千葉県知事 様

住 所  
 届出者 氏 名  
 電話番号

（法人にあつては、その事務所の所在地）  
 及び名称並びに代表者の氏名

1 連 絡 先	住 所		法人名	
	氏 名		電 話	
2 特 定 施 設 の 名 称				
3 特 定 施 設 の 所 在 地				
4 既 存、新 設 中、改 修 中 の 別				
5 工 事 の 着 手 年 月 日				
6 工 事 の 完 了（予 定）年 月 日				
7 特 定 施 設 の 概 要	建 築 物	工 事 種 別		
		用 途		
		構 造		
		階 数	地 上 階	地 下 階
		延 べ 面 積	㎡	
	公 共 交 通 機 関 の 施 設			
	公 園 等			
8 備 考				
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄		※ 決 裁 年 月 日	
年 月 日			年 月 日	
第 号			係員印	
係員印				

- 注 1 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。
- 2 整備項目表（第三号様式）及び別表第五に掲げる図書を添付してください。
- 3 ※印のある欄は記入しないでください。

（表）

第 号

身分証明書

所 属  
職  
氏 名  
生年月日

上記の者は、千葉県福祉のまちづくり条例第24条第1項の規定により、特定施設に立ち入り、当該特定施設の構造及び設備について調査する職員であることを証明する。

年 月 日

千葉県知事



（裏）

千葉県福祉のまちづくり条例（抜粋）

（立入調査）

- 第24条 知事は、第19条及び第21条から前条までの規定の施行に必要な限度において、当該職員に、特定施設に立ち入り、当該特定施設の構造及び設備について調査させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 4 知事は、第1項の規定による立入検査に協力しなかった者があるときは、その旨を公表することができる。

特定施設新設等（変更）通知書

千葉県福祉のまちづくり条例第 25 条の規定により、特定施設の新設又は改修（変更）を通知します。

年 月 日  
千葉県知事 様

通知者 氏 名

住 所

☎

電話番号

（法人にあつては、その事務所の所在地）  
及び名称並びに代表者の氏名

1 連 絡 先	住 所		法 人 名		
	氏 名		電 話		
2 特 定 施 設 の 名 称					
3 特 定 施 設 の 所 在 地					
4 新設又は改修（変更）の別					
5 工事の着手（予定）年月日					
6 工事の完了予定年月日					
7 特定施設 の概要	建築物	用 途			
		構 造			
		階 数	地上 階	地下 階	
		延 べ 面 積	m <sup>2</sup>		
	公 共 交 通 機 関 の 施 設				
	公 園 等				
8 備 考					
※ 受 付 欄		※ 決 裁 欄		※ 決 裁 年 月 日	
年 月 日				年 月 日	
第 号				係員印	
係員印					

注

- 1 整備項目表（第三号様式）及び別表第五に掲げる図書を添付してください。
- 2 ※印のある欄は記入しないでください。

## 2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

### ①同法律

(平成18年法律第91号)

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 基本方針等(第3条—第7条)

第3章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置(第8条—第24条)

第4章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施(第25条—第40条)

第5章 移動等円滑化経路協定(第41条—第51条)

第6章 雑則(第52条—第58条)

第7章 罰則(第59条—第64条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれら間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。
- 二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。
- 三 施設設置管理者 公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等をいう。
- 四 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。
  - イ 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者(旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。)
  - ロ 軌道法(大正10年法律第76号)による軌道経営者(旅客の運送を行うものに限る。第23号ハにおいて同じ。)
  - ハ 道路運送法(昭和26年法律第183号)による一般乗合旅客自動車運送事業者(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。以下この条において同じ。)
  - ニ 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)によるバスターミナル事業を営む者
  - ホ 海上運送法(昭和24年法律第187号)による一般旅客定期航路事業(日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。次号ニにおいて同じ。)を営む者
  - ヘ 航空法(昭和27年法律第231号)による本邦航空運送事業者(旅客の運送を行うものに限る。)
  - ト イからへまでに掲げる者以外の者で次号イ、ニ又はホに掲げる旅客施設を設置し、又は管理するもの
- 五 旅客施設 次に掲げる施設であつて、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
  - イ 鉄道事業法による鉄道施設
  - ロ 軌道法による軌道施設
  - ハ 自動車ターミナル法によるバスターミナル
  - ニ 海上運送法による輸送施設(船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る。)
  - ホ 航空旅客ターミナル施設
- 六 特定旅客施設 旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。
- 七 車両等 公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車(一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては道路運送法第5条第1項第三号に規定する路線定期運行の用に供するもの、一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものその他主務省令で定めるものに限る。)、船舶及び航空機をいう。

- 八 道路管理者 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者をいう。
- 九 特定道路 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路をいう。
- 十 路外駐車場管理者等 駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条に規定する路外駐車場管理者又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項の都市計画区域外において特定路外駐車場を設置する者をいう。
- 十一 特定路外駐車場 駐車場法第2条第二号に規定する路外駐車場（道路法第2条第2項第六号に規定する自動車駐車場、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項に規定する公園施設（以下「公園施設」という。）、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。）であって、自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。
- 十二 公園管理者等 都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者（以下「公園管理者」という。）又は同項の規定による許可を受けて公園施設（特定公園施設に限る。）を設け若しくは管理し、若しくは設け若しくは管理しようとする者をいう。
- 十三 特定公園施設 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設をいう。
- 十四 建築主等 建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。
- 十五 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第一号に規定する建築物をいう。
- 十六 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。
- 十七 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。
- 十八 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。
- 十九 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。
- 二十 所管行政庁 建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。
- 二十一 重点整備地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。
- イ 生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
- ロ 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
- ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

二十二～二十八（略）

（基本方針）

第3条 主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項
- 二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項
- 三 第二十五条第一項の基本構想の指針となるべき次に掲げる事項
  - イ 重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項
  - ロ 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項
  - ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する基本的な事項
  - ニ 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項
  - ホ 二に規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）その他の市街地開発事業（都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。）に関し移動等円滑化のために考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
- 四 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項
  - 3 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
  - 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## ②同施行令

内閣は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第六号、第九号、第十三号、第十六号から第十八号まで及び第二十号ただし書、第九条第一項及び第二項、第十四条第一項、第十九条、第三十二条第五項、第三十九条第一項及び第三項、第五十三条第三項並びに附則第四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定旅客施設の要件）

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第六号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 当該旅客施設の一当たりの平均的な利用者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあっては、当該旅客施設の一当たりの平均的な利用者の人数の見込み）が五千人以上であること。
- 二 次のいずれかに該当することにより当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあっては、当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数の見込み）が前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数と同程度以上であると認められること。
  - イ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する高齢者の人数が、全国の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者の人数以上であること。
  - ロ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する障害者の人数が、全国の区域における人口及び障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する障害者の人数以上であること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該旅客施設及びその周辺に所在する官公庁施設、福祉施設その他の施設の利用の状況並びに当該旅客施設の周辺における移動等円滑化の状況からみて、当該旅客施設について移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。

（特定道路）

第二条 法第二条第九号の政令で定める道路は、生活関連経路を構成する道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものとす。

（特定公園施設）

第三条 法第二条第十三号の政令で定める公園施設は、公園施設のうち次に掲げるもの（法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置がとられていることその他の事由により法第十三条の都市公園移動等円滑化基準に適合させることが困難なものとして国土交通省令で定めるものを除く。）とする。

- 一 都市公園の出入口と次号から第十二号までに掲げる公園施設その他国土交通省令で定める主要な公園施設（以下この号において「屋根付広場等」という。）との間の経路及び第六号に掲げる駐車場と屋根付広場等（当該駐車場を除く。）との間の経路を構成する園路及び広場
- 二 屋根付広場
- 三 休憩所
- 四 野外劇場
- 五 野外音楽堂
- 六 駐車場
- 七 便所
- 八 水飲場
- 九 手洗場
- 十 管理事務所
- 十一 掲示板
- 十二 標識

（特定建築物）

第四条 法第二条第十六号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第三条第一項に規定する建築物及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第百四十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。）とする。

- 一 学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場



- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 事務所
- 九 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- 十 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十一 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十二 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 十三 博物館、美術館又は図書館
- 十四 公衆浴場
- 十五 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十六 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十七 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- 十八 工場
- 十九 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 二十 自動車の停留又は駐車のための施設
- 二十一 公衆便所
- 二十二 公共用歩廊

(特別特定建築物)

第五条 法第二条第十七号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 盲学校、聾学校又は養護学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- 九 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
- 十 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十一 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)若しくはボーリング場又は遊技場
- 十二 博物館、美術館又は図書館
- 十三 公衆浴場
- 十四 飲食店
- 十五 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
- 十八 公衆便所
- 十九 公共用歩廊

(建築物特定施設)

第六条 法第二条第十八号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 出入口
- 二 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）
- 三 階段（その踊場を含む。以下同じ。）
- 四 傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）
- 五 エレベーターその他の昇降機
- 六 便所
- 七 ホテル又は旅館の客室
- 八 敷地内の通路
- 九 駐車場
- 十 その他国土交通省令で定める施設

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)



第七条 法第二条第二十号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第二十号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第二十四条において同じ。）が一万平方米を超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含み、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場に係る部分に限る。）の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（基準適合性審査を行うべき許可、認可その他の処分に係る法令の規定等）

第八条 法第九条第一項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項、第九条第一項

（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）、第十条第一項、第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項及び第二項並びに全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第九条第一項

二 軌道法（大正十年法律第七十六号）第五条第一項及び第十条並びに軌道法施行令（昭和二十八年政令第二百五十八号）第六条第一項本文

三 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三百三十六号）第三条及び第十一条第一項

2 法第九条第二項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

一 鉄道事業法第九条第三項（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第十二条第二項

二 軌道法施行令第六条第一項ただし書

三 自動車ターミナル法第十一条第三項

（基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模）

第九条 法第十四条第一項の政令で定める規模は、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積）の合計二千平方メートル（第五条第十八号に掲げる公衆便所にあっては、五十平方メートル）とする。

（建築物移動等円滑化基準）

第十条 法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、次条から第二十三条までに定めるところによる。

（廊下等）

第十一条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

二 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

（階段）

第十二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

一 踊場を除き、手すりを設けること。

二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

三 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことにより段を容易に識別できるものとする

こと。

四 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

五 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

六 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

(階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)

第十三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
- 四 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(便所)

第十四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 便所内に、車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房（以下「車いす使用者用便房」という。）を一以上設けること。
- 二 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上設けること。
- 2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

(ホテル又は旅館の客室)

第十五条 ホテル又は旅館には、客室の総数が五十以上の場合は、車いす使用者が円滑に利用できる客室（以下「車いす使用者用客室」という。）を一以上設けなければならない。

- 2 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。
  - 一 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車いす使用者用便房が設けられたものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。
    - イ 便所内に車いす使用者用便房を設けること。
    - ロ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。
      - (1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。
      - (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
  - 二 浴室又はシャワー室（以下この号において「浴室等」という。）は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。
    - イ 車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造であること。
    - ロ 出入口は、前号口に掲げるものであること。

(敷地内の通路)

第十六条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 二 段がある部分は、次に掲げるものであること。
  - イ 手すりを設けること。
  - ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
  - ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 三 傾斜路は、次に掲げるものであること。
  - イ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
  - ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

(駐車場)

第十七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を一以上設けなければならない。

- 2 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
  - 一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。

二次条第一項第三号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。  
(移動等円滑化経路)

第十八条 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上（第四号に掲げる場合にあっては、そのすべて）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条において「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

- 一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この条において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）
- 二 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車いす使用者用便房までの経路
- 三 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路
- 四 建築物が公共用歩廊である場合その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
- 二 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。
  - イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。
  - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 三 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、第十一条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
  - イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。
  - ロ 五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
  - ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 四 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、第十三条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
  - イ 幅は、階段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。
  - ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。
  - ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。
- 五 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降口ビーは、次に掲げるものであること。
  - イ かご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。）は、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
  - ロ かご及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。
  - ハ かごの奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。
  - ニ 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。
  - ホ かご内及び乗降口ビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
  - ヘ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
  - ト 乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
  - チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものであること。
    - (1) かごの幅は、百四十センチメートル以上とすること。
    - (2) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。
  - リ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降口ビーにあつては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
    - (1) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(2) かで内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

(3) かで内又は乗降ロビーに、到着するかでの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

六 当該移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。

七 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第十六条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ 五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ニ 傾斜路は、次に掲げるものであること。

(1) 幅は、段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。

(2) 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

(3) 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

3 第一項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

(標識)

第十九条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

(案内設備)

第二十条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

3 案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。

(案内設備までの経路)

第二十一条 道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

2 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

二 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

イ 車路に近接する部分

ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）

(増築等に関する適用範囲)

第二十二条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。）をする場合には、第十一条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

一 当該増築等に係る部分

二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路



三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

四 第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車いす使用者用便所（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場

六 車いす使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

（条例で定める特定建築物に関する読替え）

第二十三条 法第十四条第三項の規定により特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における第十一条から第十四条まで、第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、同条中「特別特定建築物」とあるのは「法第十四条第三項の条例で定める特定建築物」とする。

（認定特定建築物の容積率の特例）

第二十四条 法第十九条の政令で定める床面積は、認定特定建築物の延べ面積の十分の一を限度として、当該認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものとする。

（道路管理者の権限の代行）

第二十五条 法第三十二条第五項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、次に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

一 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第四号、第十一号の四、第十二号（道路法第四十六条第一項第二号の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。次項において同じ。）、第十四号、第十四号の二、第十六号、第十七号及び第二十一号（同法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）に掲げるもの

二 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号。以下この条において「電線共同溝整備法」という。）第四条第四項（電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により申請を却下すること。

三 電線共同溝整備法第五条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により意見を聴き、及び電線共同溝整備計画又は電線共同溝増設計画を定めること。

四 電線共同溝整備法第六条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理すること。

2 市町村は、前項第一号（道路法施行令第四条第一項第十一号の四又は第十二号に係る部分に限る。）又は第二号から第四号までに掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、法第三十二条第四項の規定に基づき公示される工事の開始の日から工事の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第十六号及び第十七号に掲げる権限については、工事の完了の日後においても行うことができる。

4 市町村が法第三十二条の規定により道路特定事業を実施する場合において、道路管理者が当該道路について電線共同溝整備法第七条第一項（電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による負担金を徴収したときは、当該道路管理者は、当該負担金に相当する額を当該負担金の徴収後直ちに当該市町村に支払わなければならない。

（保留地において生活関連施設等を設置する者）

第二十六条 法第三十九条第一項の政令で定める者は、国（国の全額出資に係る法人を含む。）又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人とする。

（生活関連施設等の用地として処分された保留地の対価に相当する金額の交付基準）

第二十七条 法第三十九条第三項の規定により交付すべき額は、処分された保留地の対価に相当する金額を土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額で除して得た数値を土地区画整合法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項の規定による公告があった日における従前の宅地又はその宅地について存した地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、若しくは収益することができる権利の土地区画整理事業の施行前の価額に乗じて得た額とする。

（報告及び立入検査）

第二十八条 所管行政庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第十四条第一項の政令で定める規模（同条第三項の条例で別に定める規模があるときは、当該別に定める規模。以下この項において同じ。）以上の特別特定建築物（同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。以下この項において同じ。）の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。）若しくは維持保全をする建築主等に対し、当該特別特定建築物につき、当該特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準（同条第三項の条例で付加した事項を含む。次項において同じ。）への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、

法第十四条第一項の政令で定める規模以上の特別特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特別特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 所管行政庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第三十五条第一項の規定に基づき建築物特定事業を実施すべき建築主等に対し、当該建築物特定事業が実施されるべき特定建築物につき、当該特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

## 附則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令の廃止)

第二条 次に掲げる政令は、廃止する。

- 一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（平成六年政令第三百十一号）
- 二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第四百四十三号）

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令の廃止に伴う経過措置)

第三条 この政令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、第五条第十九号、第九条、第十四条、第十五条、第十八条第一項第四号及び第十九条から第二十一条までの規定は適用せず、なお従前の例による。

(類似の用途)

第四条 法附則第四条第三項の政令で指定する類似の用途は、当該特別特定建築物が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。

- 一 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）
- 二 劇場、映画館又は演芸場
- 三 集会場又は公会堂
- 四 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 五 ホテル又は旅館
- 六 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
- 七 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 八 博物館、美術館又は図書館

(土地区画整理登記令の一部改正)

第五条 土地区画整理登記令（昭和三十年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号。以下「移動円滑化法」という。）第十三条第一項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「移動等円滑化法」という。）第三十九条第一項」に改める。第十四条中「移動円滑化法第十三条第一項」を「移動等円滑化法第三十九条第一項」に改める。

(租税特別措置法施行令の一部改正)

第六条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第七項中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第二条第三号」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第十七号」に、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（平成六年政令第三百十一号）第五条に規定する」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第号）第九条の」に改め、同項第二号中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第六条第三項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十七条第三項」に改め、同条第八項中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第八条に規定する計画」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十七条第三項の認定を受けた計画（同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）」に改める。第二十二條第七項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）第十三条第一項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十九条第一項」に改める。

第二十二條の八第二十七項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第十三条第一項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十九条第一項」に、「第二条第三項第一号から第三号までに掲げる者」を「第二条第四号イ及びロに掲げる者並びに同号ハに規定する一般乗合旅客自動車運送事業者」

に改める。

第二十九条の二第七項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第四条第一項に規定する移動円滑化基準」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準」に改める。

第二十九条の五第六項中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第二条第三号」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第十七号」に、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令第五条に規定する」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第九条の」に改め、同項第二号中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第六条第三項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十七条第三項」に改め、同条第七項中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第八条に規定する計画」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十七条第三項の認定を受けた計画（同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）」に改める。第三十九条の五第二十八項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第十三条第一項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十九条第一項」に、「第二条第三項第一号から第三号までに掲げる者」を「第二条第四号イ及びロに掲げる者並びに同号ハに規定する一般乗合旅客自動車運送事業者」に改める。

第三十九条の六十第七項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第四条第一項に規定する移動円滑化基準」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準」に改める。

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

第七条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

三十三高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第四十六条及び第五十条第四項

(地方住宅供給公社法施行令の一部改正)

第八条 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「当該市」の下に「(第二十三号にあつては、建築主事を置く市)」を加え、同項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、第二十三号を第二十二号とし、同次の次に次の一号を加える。

二十三高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十五条第二項

(地方道路公社法施行令の一部改正)

第九条 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「当該市」の下に「(第十九号にあつては、建築主事を置く市)」を加え、同項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、第十九号を第十八号とし、同次の次に次の一号を加える。

十九高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十五条第二項

(日本下水道事業団法施行令の一部改正)

第十条 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第七号」を「第十一号」に改め、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同次の次に次の一号を加える。

十一高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十五条第二項

(日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令の一部改正)

第十一条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第九号中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第二条第三号」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第十七号」に、「同条第四号」を「同条第十八号」に、「特定施設」を「建築物特定施設」に、「第八条に規定する計画の認定を受けた計画」を「第十七条第三項の認定を受けた計画（同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）」に改める。

(日本郵政公社法施行令の一部改正)

第十二条 日本郵政公社法施行令（平成十四年政令第三百八十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中第三十五号を削り、第三十六号を第三十五号とし、第三十七号から第四十号までを一号ずつ繰り上げ、第四十一号を第四十号とし、同次の次に次の一号を加える。

四十一高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十五条第二項

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正)

第十三条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、第二十二号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十五条第二項（独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正）

第十四条 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、第二十一号を第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十五条第二項（国立大学法人法施行令の一部改正）

第十五条 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中第三十九号を削り、第四十号を第三十九号とし、第四十一号から第四十七号までを一号ずつ繰り上げ、第四十八号を第四十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十八高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十五条第二項（独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令の一部改正）

第十六条 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、第二十二号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十五条第二項（独立行政法人国立病院機構法施行令の一部改正）

第十七条 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中第二十七号を削り、第二十八号を第二十七号とし、第二十九号から第三十二号までを一号ずつ繰り上げ、第三十三号を第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十五条第二項（独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正）

第十八条 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、第二十三号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十五条第二項（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第十九条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三百二十一号を次のように改める。

三百二十一削除

第三百六十七号を次のように改める。

三百六十七削除

本則に次の一号を加える。

四百十四高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 この政令の施行の日前の犯罪行為の事実及び処分の理由とされている事実については、前条の規定による改正後の公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令第三百二十一号及び第三百六十七号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（国土交通省組織令の一部改正）

第二十一条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十号中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）」に改める。

第三十八条に次の一号を加える。

五 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関すること（他局及び交通消費者行政課の所掌に属するものを除く。）。

第四十九条第四号中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の施行」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事務のうち同法第二条第五号に規定する旅客施設又は同条第七号に規定する車両等における同条第二号に規定する移動等円滑化（同条第四号に規定する公共交通事業者等が講ずる措置によるものに限る。）に係るもの」に改める。



### ③同施行規則

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則  
(平成十八年十二月十五日国土交通省令第百十号)

最終改正：平成二三年一一月三〇日国土交通省令第八五号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

(法第二条第七号の主務省令で定める自動車)

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第七号の主務省令で定める自動車は、座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能なものとする。

(特定公園施設)

第二条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条の国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止又は制限に関する文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他の法令又は条例の規定の適用があるもの
- 二 山地丘陵地、崖その他の著しく傾斜している土地に設けるもの
- 三 自然環境を保全することが必要な場所又は動植物の生息地若しくは生育地として適正に保全する必要がある場所に設けるもの
- 2 令第三条第一号の国土交通省令で定める主要な公園施設は、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設その他の公園施設のうち、当該公園施設の設置の目的を踏まえ、重要と認められるものとする。

(建築物特定施設)

第三条 令第六条第十号の国土交通省令で定める施設は、浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）とする。

(旅客施設の大規模な改良)

第四条 法第八条第一項の主務省令で定める旅客施設の大規模な改良は、次に掲げる旅客施設の区分に応じ、それぞれ次に定める改良とする。

- 一 法第二条第五号イ及びロに掲げる施設すべての本線の高架式構造又は地下式構造への変更に伴う旅客施設の改良、旅客施設の移設その他の全面的な改良
- 二 法第二条第五号ハからホまでに掲げる施設旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設の構造の変更であって、当該変更に係る部分の敷地面積（建築物に該当する部分にあつては、床面積）の合計が当該施設の延べ面積の二分の一以上であるもの

(旅客施設の建設又は大規模な改良の届出)

第五条 法第九条第二項前段の規定により旅客施設の建設又は大規模な改良の届出をしようとする者は、当該建設又は大規模な改良の工事の開始の日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該旅客施設の法第二条第五号イからホまでに掲げる施設の区分
- 三 当該旅客施設の名称及び位置
- 四 工事計画
- 五 工事着手予定時期及び工事完成予定時期

2 前項の届出書には、当該旅客施設が法第八条第一項の公共交通移動等円滑化基準に適合することとなることを示す当該旅客施設の構造及び設備に関する書類及び図面を添付しなければならない。

(変更の届出)

第六条 法第九条第二項後段の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更の届出に係る工事の開始の日の三十日前までに（工事を要しない場合にあつては、あらかじめ）、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該旅客施設の名称及び位置
- 三 変更しようとする事項（新旧の書類又は図面を明示すること。）

#### 四 変更を必要とする理由

- 前項の届出書には、前条第二項の書類又は図面のうち届け出た事項の変更に伴いその内容が変更されるものであって、その変更後のものを添付しなければならない。

(特定路外駐車場の設置等の届出)

第七条 法第十二条第一項本文の規定による届出は、第一号様式により作成した届出書に次に掲げる図面を添え、これを提出して行うものとする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

- 特定路外駐車場の位置を表示した縮尺一万分の一以上の地形図
- 次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図
  - 特定路外駐車場の区域
  - 路外駐車場車いす使用者用駐車施設（移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十二号）第二条第一項に規定する路外駐車場車いす使用者用駐車施設をいう。次項において同じ。）、路外駐車場移動等円滑化経路（同令第三条第一項に規定する路外駐車場移動等円滑化経路をいう。次項において同じ。）その他の主要な施設
- 法第十二条第一項ただし書の主務省令で定める書面は、第二号様式により作成した届出書及び路外駐車場車いす使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路その他の主要な施設を表示した縮尺二百分の一以上の平面図とする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請)

第八条 法第十七条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第三号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

図書の種類明示すべき事項

付近見取図方位、道路及び目標となる地物

配置図縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、特定建築物及びその出入口の位置、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の位置、敷地内の通路の位置及び幅（当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、敷地内の通路に設けられる手すり並びに令第十一条第二号に規定する点状ブロック等（以下単に「点状ブロック等」という。）及び令第二十一条第二項第一号に規定する線状ブロック等（以下単に「線状ブロック等」という。）の位置、敷地内の車路及び車寄せの位置、駐車場の位置、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅並びに案内設備の位置

各階平面図縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、特定建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる点状ブロック等及び線状ブロック等、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備並びに突出物の位置、階段の位置、幅及び形状（当該階段が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、傾斜路に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、エレベーターその他の昇降機の位置、車いす使用者用便房のある便所、令第十四条第一項第二号に規定する便房のある便所、腰掛便座及び手すりの設けられた便房（車いす使用者用便房を除く。以下この条において同じ。）のある便所、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のある便所並びにこれら以外の便所の位置、車いす使用者用客室の位置、駐車場の位置、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅、車いす使用者用浴室等（高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第十三条第一号に規定するものをいう。以下この条において同じ。）の位置並びに案内設備の位置

縦断面図階段又は段縮尺並びにけあげ及び踏面の構造及び寸法

傾斜路縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅

構造詳細図エレベーターその他の昇降機縮尺並びにかご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）、昇降路及び乗降ロビーの構造（かご内に設けられるかごの停止する予定の階を表示する装置、かごの現在位置を表示する装置及び乗降ロビーに設けられる到着するかごの昇降方向を表示する装置の位置並びにかご内及び乗降ロビーに設けられる制御装置の位置及び構造を含む。)

便所縮尺、車いす使用者用便房のある便所の構造、車いす使用者用便房、令第十四条第一項第二号に規定する便房並びに腰掛便座及び手すりの設けられた便房の構造並びに床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器の構造

浴室等縮尺及び車いす使用者用浴室等の構造

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の記載事項)

第九条 法第十七条第二項第五号の主務省令で定める事項は、特定建築物の建築等の事業の実施時期とする。

(認定通知書の様式)

第十条 所管行政庁は、法第十七条第三項の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

- 前項の通知は、第四号様式による通知書に第八条の申請書の副本（法第十七条第七項の規定により適合通知を受けて

同条第三項の認定をした場合にあつては、第八条の申請書の副本及び当該適合通知に添えられた建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項の申請書の副本）及びその添付図書を添えて行うものとする。

（法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更）

第十一条 法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、特定建築物の建築等の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更とする。

（表示等）

第十二条 法第二十条第一項の主務省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 広告
  - 二 契約に係る書類
  - 三 その他国土交通大臣が定めるもの
- 2 法第二十条第一項の規定による表示は、第五号様式により行うものとする。

（法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準）

第十三条 法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準は、次のとおりとする。

- 一 専ら車いす使用者の利用に供するエレベーターの設置に係る特定建築物の壁、柱、床及びはりは、当該エレベーターの設置後において構造耐力上安全な構造であること。
- 二 当該エレベーターの昇降路は、出入口の戸が自動的に閉鎖する構造のものであり、かつ、壁、柱及びはり（当該特定建築物の主要構造部に該当する部分に限る。）が不燃材料で造られたものであること。

（法第二十三条第一項第二号の主務省令で定める安全上の基準）

第十四条 法第二十三条第一項第二号の主務省令で定める安全上の基準は、次のとおりとする。

- 一 エレベーターのかご内及び乗降ロビーには、それぞれ、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。  
この場合において、乗降ロビーに設ける制御装置は、施錠装置を有する覆いを設ける等当該制御装置の利用を停止することができる構造とすること。
- 二 エレベーターは、当該エレベーターのかご及び昇降路のすべての出入口の戸に網入ガラス入りのはめごろし戸を設ける等により乗降ロビーからかご内の車いす使用者を容易に覚知できる構造とし、かつ、かご内と常時特定建築物を管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置が設けられたものとする。

（公共交通特定事業計画の認定申請）

第十五条 法第二十九条第一項の規定により公共交通特定事業計画の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 公共交通特定事業を実施する特定旅客施設の法第二条第五号イからホまでに規定する区分並びに名称及び位置又は公共交通特定事業を実施する特定車両の車種、台数及び運行を予定する路線
  - 三 公共交通特定事業の内容
  - 四 当該認定を受けようとする者がそれ以外の者から公共交通特定事業を実施する特定旅客施設の一部又は全部の貸付けを受ける場合にあつては、当該貸付けを行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 五 公共交通特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
  - 六 その他公共交通特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- 一 公共交通特定事業の内容を示す特定旅客施設又は特定車両の構造及び設備に関する書類及び図面
  - 二 当該認定を受けようとする者がそれ以外の者から特定旅客施設の一部又は全部の貸付けを受ける場合にあつては、当該貸付契約に係る契約書の写し

（公共交通特定事業計画の変更の認定申請）

第十六条 法第二十九条第三項の規定により公共交通特定事業計画の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 変更しようとする事項
  - 三 変更を必要とする理由
- 2 前項の申請書には、前条第二項に掲げる書類及び図面のうち公共交通特定事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものであって、その変更後のものを添付しなければならない。

（道路特定事業の協議の申出）

第十七条 法第三十二条第三項の協議の申出は、第六号様式による協議書を地方整備局長又は北海道開発局長に提出して行うものとする。

- 2 前項の協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 工事計画書
  - 二 工事費及び財源調書

三 平面図、縦断図、横断定規図その他必要な図面  
(同意を要しない軽易な道路特定事業)

第十八条 法第三十二条第三項ただし書の主務省令で定める軽易な道路特定事業は、道路の附属物の新設又は改築のみに関する工事とする。

2 市町村は、前項の工事を行った場合においては、その旨を地方整備局長又は北海道開発局長に報告しなければならない。

(道路特定事業に関する工事の公示)

第十九条 市町村は、法第三十二条第四項の規定により道路特定事業に関する工事を行おうとするとき、及び当該道路特定事業に関する工事の全部又は一部を完了したときは、道路の種類、路線名、工事の区間、工事の種類及び工事の開始の日(当該道路特定事業に関する工事の全部又は一部を完了したときであつては、工事の完了の日)を公示するものとする。

(移動等円滑化経路協定の認可等の申請の公告)

第二十条 法第四十二条第一項(法第四十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

- 一 移動等円滑化経路協定の名称
- 二 移動等円滑化経路協定区域
- 三 移動等円滑化経路協定の縦覧場所

(移動等円滑化経路協定の認可の基準)

第二十一条 法第四十三条第一項第三号(法第四十四条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 移動等円滑化経路協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 二 法第四十一条第二項第二号の移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項は、法第二十五条第三項の重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針が定められているときは、当該基本的な方針に適合していなければならない。
- 三 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであつてはならない。

(移動等円滑化経路協定の認可等の公告)

第二十二条 第二十条の規定は、法第四十三条第二項(法第四十四条第二項、第四十五条第四項、第四十七条第二項又は第五十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

(移動等円滑化実績等報告書)

第二十三条 公共交通事業者等は、毎年五月三十一日までに、次の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分に応じ、同表の中欄に掲げる地方支分部局の長に、同表の下欄に掲げる様式による移動等円滑化実績等報告書を提出しなければならない。

- 一 法第二条第四号イに掲げる者当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長第七号様式及び第八号様式
- 二 法第二条第四号ロに掲げる者当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長第九号様式及び第十号様式
- 三 法第二条第四号ハに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業者(次号に掲げる者を除く。)当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長第十一号様式
- 四 法第二条第四号ハに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業者のうち自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第三百六十六号)による専用バスターミナルを設置し、又は管理するもの当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長第十一号様式及び第十二号様式
- 五 法第二条第四号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業者のうち福祉タクシー車両(移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成十八年国土交通省令第百十一号。以下「公共交通移動等円滑化基準省令」という。)第一条第一項第十三号に規定する福祉タクシー車両をいう。以下同じ。)をその事業の用に供しているもの当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長第十三号様式
- 六 法第二条第四号ニに掲げる者当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長第十二号様式
- 七 法第二条第四号ホに掲げる者(次号に掲げる者を除く。)当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)第十四号様式
- 八 法第二条第四号ホに掲げる者のうち同条第五号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)第十四号様式及び第十五号様式
- 九 法第二条第四号ヘに掲げる者当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方航空局長第十六号様式
- 十 法第二条第四号トに掲げる者のうち同条第五号イに掲げる施設を設置し、又は管理するもの当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長第七号様式
- 十一 法第二条第四号トに掲げる者のうち同条第五号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの当該公共交通事業者等



の主たる事務所を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長第十五号様式

十二 法第二条第四号トに掲げる者のうち同条第五号ホに掲げる施設を設置し、又は管理するもの当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方航空局長第十七号様式

(臨時の報告)

第二十四条 公共交通事業者等は、前条に定める移動等円滑化実績等報告書のほか、国土交通大臣、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長から、移動等円滑化のための事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

2 国土交通大臣、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長は、前項の報告を求めるときは、報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示するものとする。

(立入検査の証明書)

第二十五条 法第五十三条第五項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、第十八号様式によるものとする。

(権限の委任)

第二十六条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次の表の権限の欄に掲げるものは、それぞれ同表の地方支分部局長の欄に掲げる地方支分部局長に委任する。

権限地方支分部局長

- 一 法第九条第二項の規定による届出の受理イ法第二条第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
  - ロ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航空事業者であるものに限る。）に係るもの当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
  - ハ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航空事業者であるものを除く。）に係るもの当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
  - ニ 法第二条第五号ホに掲げる施設に係るもの当該施設の所在地を管轄する地方航空局長
- 二 法第九条第三項の規定による命令イ法第二条第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
  - ロ 福祉タクシー車両に係るもの当該福祉タクシー車両の使用の本拠を管轄する地方運輸局長
  - ハ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航空事業者であるものに限る。）に係るもの当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
  - ニ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航空事業者であるものを除く。）に係るもの当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
  - ホ 船舶（公共交通移動等円滑化基準省令第一条第一項第十四号に規定する船舶をいう。）に係るもの当該船舶の航路の拠点を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
  - ヘ 法第二条第五号ホに掲げる施設に係るもの当該施設の所在地を管轄する地方航空局長
- 三 法第二十九条第一項の申請の受理、同条第二項の認定、同条第三項の変更の認定及び同条第五項の認定の取消しイ法第二条第五号イに掲げる施設のうち鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項の認可に係るもの以外のもの又は法第二条第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
  - ロ バス車両（公共交通移動等円滑化基準省令第一条第一項第十二号に規定するバス車両をいう。以下同じ。）に係るもの当該バス車両の使用の本拠を管轄する地方運輸局長
  - ハ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航空事業者であるものに限る。）に係るもの当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
  - ニ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航空事業者であるものを除く。）に係るもの当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
  - ホ 法第二条第五号ホに掲げる施設に係るもの当該施設の所在地を管轄する地方航空局長
- 四 法第三十二条第三項の協議及び同意市町村の区域を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
- 五 法第三十八条第二項の通知の受理及び同条第三項の勧告イ法第二条第五号イに掲げる施設のうち鉄道事業法第八条第一項の認可に係るもの以外のもの又は法第二条第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
  - ロ バス車両に係るもの当該バス車両の使用の本拠を管轄する地方運輸局長
  - ハ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航空事業者であるものに限る。）に係るもの当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
  - ニ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航空事業者であるものを除く。）に係るもの当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
  - ホ 法第二条第五号ホに掲げる施設に係るもの当該施設の所在地を管轄する地方航空局長
- 六 法第三十八条第四項の命令イ法第二条第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの当該施設の所在地

を管轄する地方運輸局長

ロ 法第二条第五号二に掲げる施設(当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航空事業者であるものに限る。)に係るもの当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)

ハ 法第二条第五号二に掲げる施設(当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航空事業者であるものを除く。)に係るもの当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長

ニ 法第二条第五号ホに掲げる施設に係るもの当該施設の所在地を管轄する地方航空局長

2 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、法第二十五条第十二項の助言に係るもの並びに法第五十三条第一項の規定による報告、立入検査及び質問に係るものは、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)、地方航空局長、運輸支局長及び海事事務所長も行うことができる。

3 法に規定する道路管理者及び公園管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。  
(書類の経由)

第二十七条 第十五条第一項及び第十六条第一項の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書のうち、法第二条第五号イに掲げる施設のうち鉄道事業法第八条第一項の認可に係るもの、法第二条第五号ロに掲げる施設及び法第二条第五号ハに掲げる施設のうち一般バスターミナルに係るものは、当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して提出しなければならない。

2 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書のうち、バス車両又は福祉タクシー車両に係るものは、当該バス車両又は福祉タクシー車両の使用の本拠を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して提出しなければならない。

3 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき移動等円滑化実績等報告書のうち、バス車両又は福祉タクシー車両に係るものは、法第二条第四号ハに掲げる者の主たる事務所を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して提出しなければならない。

附則抄

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。

附則(平成二三年八月三〇日国土交通省令第六七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成二三年十一月三〇日国土交通省令第八五号)

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年十一月三十日)から施行する。

様式(略)

## ④誘導基準省令

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令

平成十八年十二月十五日

国土交通省令第百十四号

(建築物移動等円滑化誘導基準)

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第十七条第三項第一号の主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、この省令の定めるところによる。

(出入口)

第二条 多数の者が利用する出入口（次項に規定するもの並びにかご、昇降路、便所及び浴室等に設けられるものを除き、かつ、二以上の出入口を併設する場合には、そのうち一以上のものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、九十センチメートル以上とすること。
- 二 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 2 多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口のうち一以上のものは、次に掲げるものでなければならない。
  - 一 幅は、百二十センチメートル以上とすること。
  - 二 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(廊下等)

第三条 多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、百八十センチメートル以上とすること。ただし、五十メートル以内ごとに車いすのすれ違いに支障がない場所を設ける場合にあっては、百四十センチメートル以上とすることができる。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。
- 四 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 五 側面に廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講ずること。
- 六 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等に突出物を設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。
- 七 高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けること。
  - 2 前項第一号及び第四号の規定は、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める廊下等の部分には、適用しない。

(階段)

第四条 多数の者が利用する階段は、次に掲げるものとしなければならない。

- 一 幅は、百四十センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が十センチメートルを限度として、ないものとみなして算定することができる。
- 二 けあげの寸法は、十六センチメートル以下とすること。
- 三 踏面の寸法は、三十センチメートル以上とすること。
- 四 踊場を除き、両側に手すりを設けること。
- 五 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 六 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
- 七 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 八 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 九 主たる階段は、回り階段でないこと。

(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置)

第五条 多数の者が利用する階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の

昇降機（二以上の階にわたるときには、第七条に定めるものに限る。）を設けなければならない。ただし、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

（階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路）

第六条 多数の者が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、階段に代わるものにあつては百五十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては百二十センチメートル以上とすること。
  - 二 勾配は、十二分の一を超えないこと。
  - 三 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。
  - 四 高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。
  - 五 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
  - 六 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことによりその存在を容易に識別できるものとする。
  - 七 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 2 前項第一号から第三号までの規定は、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める傾斜路の部分には、適用しない。この場合において、勾配が十二分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けなければならない。

（エレベーター）

第七条 多数の者が利用するエレベーター（次条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を設ける場合には、第一号及び第二号に規定する階に停止するかごを備えたエレベーターを、第一号に規定する階ごとに一以上設けなければならない。

- 一 多数の者が利用する居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、車いす使用者用客室又は第十三条第一号に規定する車いす使用者用浴室等がある階に直接地上へ通ずる出入口のある階
- 2 多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。
  - 一 かご及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。
  - 二 かごの奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。
  - 三 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。
  - 四 かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
  - 五 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
- 3 第一項の規定により設けられた多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。
  - 一 かごの幅は、百四十センチメートル以上とすること。
  - 二 かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。
  - 三 かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
  - 4 不特定かつ多数の者が利用するエレベーターは、第二項第一号、第二号及び第四号並びに前項第一号及び第二号に定めるものでなければならない。
  - 5 第一項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、第二項第二号、第四号及び第五号並びに第三項第二号及び第三号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。
    - 一 かごの幅は、百六十センチメートル以上とすること。
    - 二 かご及び昇降路の出入口の幅は、九十センチメートル以上とすること。
    - 三 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百八十センチメートル以上とすること。
  - 6 第一項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、第三項又は前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
    - 一 かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
    - 二 かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
    - 三 かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

（特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機）

第八条 階段又は段に代わり、又はこれに併設する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の



昇降機は、車いす使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造としなければならない。

(便所)

第九条 多数の者が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 多数の者が利用する便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、車いす使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を設けること。
  - 二 多数の者が利用する便所が設けられている階の車いす使用者用便房の数は、当該階の便房（多数の者が利用するものに限る。以下この号において同じ。）の総数が二百以下の場合には当該便房の総数に五十分の一を乗じて得た数以上とし、当該階の便房の総数が二百を超える場合は当該便房の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上とすること。
  - 三 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。
    - イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。
    - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
  - 四 多数の者が利用する便所に車いす使用者用便房が設けられておらず、かつ、当該便所に近接する位置に車いす使用者用便房が設けられている便所が設けられていない場合には、当該便所内に腰掛便座及び手すりの設けられた便房を一以上設けること。
- 2 多数の者が利用する男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

(ホテル又は旅館の客室)

第十条 ホテル又は旅館には、客室の総数が二百以下の場合には当該客室の総数に五十分の一を乗じて得た数以上、客室の総数が二百を超える場合は当該客室の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車いす使用者用客室を設けなければならない。

- 2 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 出入口は、次に掲げるものであること。
    - イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。
    - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
  - 二 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。
    - イ 便所内に車いす使用者用便房を設けること。
    - ロ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、前条第一項第三号イ及びロに掲げるものであること。
  - 三 浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。
    - イ 車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の浴室等（以下「車いす使用者用浴室等」という。）であること。
    - ロ 出入口は、次に掲げるものであること。
      - (1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。
      - (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(敷地内の通路)

第十一条 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 段がある部分及び傾斜路を除き、幅は、百八十センチメートル以上とすること。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 四 段がある部分は、次に掲げるものであること。
  - イ 幅は、百四十センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が十センチメートルを限度として、ないものとみなして算定することができる。
  - ロ けあげの寸法は、十六センチメートル以下とすること。
  - ハ 踏面の寸法は、三十センチメートル以上とすること。
  - ニ 両側に手すりを設けること。
  - ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとす

ること。

へ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

五 段を設ける場合には、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けなければならない。

六 傾斜路は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、段に代わるものにあつては百五十センチメートル以上、段に併設するものにあつては百二十センチメートル以上とすること。

ロ 勾配は、十五分の一を超えないこと。

ハ 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

ニ 高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。

ホ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

2 多数の者が利用する敷地内の通路（道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路を構成するものに限る。）が地形の特殊性により前項の規定によることが困難である場合においては、同項第一号、第三号、第五号及び第六号イからハまでの規定は、当該敷地内の通路が設けられた建築物の車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの敷地内の通路の部分に限り、適用する。

3 第一項第一号、第三号、第五号及び第六号イからハまでの規定は、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める敷地内の通路の部分には、適用しない。この場合において、勾配が十二分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けなければならない。

（駐車場）

第十二条 多数の者が利用する駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合には当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。

（浴室等）

第十三条 多数の者が利用する浴室等を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものでなければならない。

一 車いす使用者用浴室等であること。

二 出入口は、第十条第二項第三号口に掲げるものであること。

（標識）

第十四条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。

2 前項の標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格Z八二一〇に定められているときは、これに適合するもの）でなければならない。

（案内設備）

第十五条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

3 案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。

（案内設備までの経路）

第十六条 道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの主たる経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、視覚障害者移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

（増築等又は修繕等に関する適用範囲）

第十七条 建築物の増築若しくは改築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。）又は建築物の修繕若しくは模様替（建築物特定施設に係るものに限る。以下「修繕等」という。）をする場合には、第二条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

一 当該増築等又は修繕等に係る部分

二 道等から前号に掲げる部分までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

三 多数の者が利用する便所のうち一以上のもの

- 四 第一号に掲げる部分から車いす使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 五 ホテル又は旅館の客室のうち一以上のもの
- 六 第一号に掲げる部分から前号に掲げる客室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 七 多数の者が利用する駐車場のうち一以上のもの
- 八 車いす使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 九 多数の者が利用する浴室等
- 十 第一号に掲げる部分から車いす使用者用浴室等（前号に掲げるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 2 前項第三号に掲げる建築物の部分について第九条の規定を適用する場合には、同条第一項第一号中「便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、」とあるのは「便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）に、」と、同項第二号中「便所が設けられている階の」とあるのは「便所の」と、「当該階の」とあるのは「当該便所の」と、同条第二項中「便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち」とあるのは「便所を設ける場合には、そのうち」とする。
- 3 第一項第五号に掲げる建築物の部分について第十条の規定を適用する場合には、同条中「客室の総数が二百以下の場合は当該客室の総数に五十分の一を乗じて得た数以上、客室の総数が二百を超える場合は当該客室の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上」とあるのは「一以上」とする。
- 4 第一項第七号に掲げる建築物の部分について第十二条の規定を適用する場合には、同条中「当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合は当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上」とあるのは「一以上」とする。

（特別特定建築物に関する読替え）

第十八条 特別特定建築物における第二条から前条まで（第三条第一項第三号及び第六号、第四条第八号、第六条第一項第七号、第七条第四項から第六項まで、第十条第二項並びに第十六条を除く。）の規定の適用については、これらの規定（第二条第一項及び第七条第三項を除く。）中「多数の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と、第二条第一項中「多数の者が利用する出入口（次項に規定するもの並びにかご、昇降路、便所）」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する出入口（次項に規定するもの並びにかご、昇降路、便所、車いす使用者用客室）」と、第七条第三項中「多数の者が利用する」とあるのは「主として高齢者、障害者等が利用する」と、前条中「特定建築物」とあるのは「特別特定建築物」とする。

#### 附則

この省令は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

## ⑤同施行細則

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則

(平成 19 年 3 月 16 日千葉県規則第 7 号)

(趣旨)

第一条 この規則は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(計画の変更認定)

第二条 法第 18 条第 1 項の規定による計画の変更の認定（以下「計画の変更認定」という。）を受けようとする認定建築主等は、変更認定申請書（別記第一号様式）に必要な図書を添えて知事に提出するものとする。

2 知事は、計画の変更認定をしたときは、変更認定通知書（別記第二号様式）により当該認定建築主等に通知するものとする。

(取下げ届)

第三条 法第 17 条第 3 項の規定による計画の認定（以下「計画の認定」という。）又は計画の変更認定を申請した者は、知事が計画の認定又は計画の変更認定をする前に当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（別記第三号様式）により知事に届け出るものとする。

(名義変更届)

第四条 認定特定建築物の工事が完了する前に認定特定建築物の建築主等に変更があったときは、新たな建築主等は、名義変更届（別記第四号様式）に法第 17 条第 2 項第 4 号に規定する特定建築物の建築等の事業に関する資金計画及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 101 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書（以下「認定通知書」という。）（計画の変更認定を受けている場合にあっては、認定通知書及び変更認定通知書。次条において同じ。）を添えて知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、名義変更受理通知書（別記第五号様式）により当該認定建築主等に通知するものとする。

(取りやめ届)

第五条 認定建築主等は、認定特定建築物の工事を取りやめたときは、取りやめ届（別記第六号様式）に認定通知書を添えて知事に届け出るものとする。

(既存の特定建築物に設けるエレベータについての認定)

第六条 法第 23 条第 1 項の規定による認定を受けようとする者は、特例認定申請書（別記第七号様式）に必要な図書を添えて知事に提出するものとする。

2 知事は、法第 23 条第 1 項の規定による認定をしたときは、特例認定通知書（別記第八号様式）により当該申請者に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行細則の廃止)

2 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行細則（平成 7 年千葉県規則第 11 号）は、廃止する。

様式(略)

### 3 県が管理する県道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例

平成二十四年七月十三日  
条例第四十七号

#### 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 歩道等（第三条―第十条）
- 第三章 立体横断施設（第十一条―第十六条）
- 第四章 乗合自動車停留所（第十七条・第十八条）
- 第五章 自動車駐車場（第十九条―第二十九条）
- 第六章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第三十条―第三十三条）

#### 附則

##### 第一章 総則

###### （趣旨）

第一条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第十条第一項の規定により、県が管理する県道に係る道路移動等円滑化基準を定めるものとする。

###### （定義）

第二条 この条例における用語の意義は、法第二条、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第四号、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第十六号）第二条に定めるところによる。

##### 第二章 歩道等

###### （歩道）

第三条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

###### （有効幅員）

第四条 歩道の有効幅員は、県が管理する県道の構造の技術的基準を定める条例（平成二十四年千葉県条例第四十五号）第十条第三項に規定する幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、県が管理する県道の構造の技術的基準を定める条例第九条第二項に規定する幅員の値以上とするものとする。

3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

###### （舗装）

第五条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

3 排水溝を設ける場合は、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が通過する際に支障のない構造とすること。

###### （勾配）

第六条 歩道等の縦断勾配は、五パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、一パーセント以下とするものとする。ただし、前条第一項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント以下とすることができる。

###### （歩道等と車道等の分離）

第七条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは十五センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

###### （高さ）

第八条 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、五センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあつては、この限りでない。



2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。  
(横断歩道に接続する歩道等の部分)

第九条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は二センチメートルを標準とするものとする。

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子使用者が円滑に転回できる構造とするものとする。  
(車両乗入れ部)

第十条 第四条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第六条第二項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、二メートル以上とするものとする。

### 第三章 立体横断施設

(立体横断施設)

第十一条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設(以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。)を設けるものとする。

2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

(エレベーター)

第十二条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次の各号に掲げる構造とするものとする。

一 籠の内のり幅は一・五メートル以上とし、内のり奥行きは一・五メートル以上とすること。

二 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。)にあつては、内のり幅は一・四メートル以上とし、内のり奥行きは一・三五メートル以上とすること。

三 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、第一号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては九十センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては八十センチメートル以上とすること。

四 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第二号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。

五 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。

六 籠内に、手すりを設けること。

七 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。

八 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

九 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設けること。

十 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。

十一 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。

十二 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は一・五メートル以上とし、有効奥行きは一・五メートル以上とすること。

十三 停止する階が三以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第十三条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

一 有効幅員は、二メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一メートル以上とすることができる。

二 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。

三 横断勾配は、設けないこと。

四 二段式の手すりを両側に設けること。

五 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

六 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

七 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大ききこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。

八 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合に

おいては、この限りでない。

九 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が二・五メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。

十 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅一・五メートル以上の踊場を設けること。

(エスカレーター)

第十四条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次の各号に掲げる構造とするものとする。

一 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。

二 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。

三 昇降口において、三枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。

四 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。

五 くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。

六 エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。

七 踏み段の有効幅は、一メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、六十センチメートル以上とすることができる。

(通路)

第十五条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

一 有効幅員は、二メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。

二 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。

三 二段式の手すりを両側に設けること。

四 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

五 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

六 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(階段)

第十六条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

一 有効幅員は、一・五メートル以上とすること。

二 二段式の手すりを両側に設けること。

三 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

四 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

五 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

六 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。

七 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

八 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

九 階段の下面と歩道等の路面との間が二・五メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。

十 階段の高さが三メートルを超える場合においては、その途中に踊場を設けること。

十一 踊場の踏幅は、直階段の場合にあつては一・二メートル以上とし、その他の場合にあつては当該階段の幅員の値以上とすること。

#### 第四章 乗合自動車停留所

(高さ)

第十七条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、十五センチメートルを標準とするものとする。

(ベンチ及び上屋)

第十八条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

#### 第五章 自動車駐車場

(障害者用駐車施設)

第十九条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車の用に供する部分（以下「障害者用駐車施設」という。）を設

けるものとする。

2 障害者用駐車施設の数は、自動車駐車場の全駐車台数が二百以下の場合にあっては当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が二百を超える場合にあっては当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上とするものとする。

3 障害者用駐車施設は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

- 一 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- 二 有効幅は、三・五メートル以上とすること。
- 三 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(障害者用停車施設)

第二十条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける際には、障害者が円滑に利用できる停車の用に供する部分（以下「障害者用停車施設」という。）を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 障害者用停車施設は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

- 一 当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- 二 車両への乗降の用に供する部分の有効幅は一・五メートル以上とし、有効奥行きは一・五メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。
- 三 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(出入口)

第二十一条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次の各号に掲げる構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

- 一 有効幅は、九十センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち一以上の出入口の有効幅は、一・二メートル以上とすること。
- 二 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を一・二メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、一以上の出入口にあっては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあっては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- 三 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(通路)

第二十二条 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち一以上の通路は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

- 一 有効幅員は、二メートル以上とすること。
- 二 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
- 三 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

(エレベーター)

第二十三条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

- 2 前項のエレベーターのうち一以上のエレベーターは、前条に規定する出入口に近接して設けるものとする。
- 3 第十二条第一号から第四号までの規定は、第一項のエレベーター（前項のエレベーターを除く。）について準用する。
- 4 第十二条の規定は、第二項のエレベーターについて準用する。

(傾斜路)

第二十四条 第十三条の規定は、前条第一項の傾斜路について準用する。

(階段)

第二十五条 第十六条の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。

(屋根)

第二十六条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第二十二条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

(便所)

第二十七条 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

- 一 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。
  - 二 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
  - 三 男子用小便器を設ける場合においては、一以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。
  - 四 前号の規定により設けられる小便器には、その両側に手すりを設けること。
- 2 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち一以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに



適合するものとする。

一 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第二十八条 前条第二項第一号の便房を設ける便所は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

一 第二十二条に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち一以上の通路は、同条各号に掲げる構造とすること。

二 出入口の有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

三 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

四 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

五 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。

イ 有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

六 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第二項第一号の便房は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

一 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

二 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

三 腰掛便座及び手すりを設けること。

四 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

3 第一項第二号、第五号及び第六号の規定は、前項の便房について準用する。

第二十九条 前条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号並びに第二項第二号から第四号までの規定は、第二十七条第二項第二号の便所について準用する。この場合において、前条第二項第二号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

## 第六章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

（案内標識）

第三十条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

（視覚障害者誘導用ブロック）

第三十一条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

（休憩施設）

第三十二条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（照明施設）

第三十三条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

## 附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第三条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同条の規定にかかわらず、

当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄（さく）部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分設けることができる。

- 3 第三条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第四条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を一・五メートルまで縮小することができる。
- 4 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第四条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を一メートルまで縮小することができる。
- 5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第八条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと思われるときは、当分の間、この規定による基準によらないことができる。
- 6 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第十条の規定の適用については、当分の間、同条中「二メートル」とあるのは、「一メートル」とする。

## 4 千葉県立都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

平成二十四年七月十三日  
条例第四十八号

(趣旨)

第一条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第十三条第一項の規定により、県が管理する都市公園に係る都市公園移動等円滑化基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法第二条に定めるところによる。

(園路及び広場)

第三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号。以下「政令」という。）第三条第一号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、九十センチメートル以上とすることができる。

ロ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち一以上は、九十センチメートル以上とすること。

ハ 出入口からの水平距離が百五十センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ニ ホに掲げる場合を除き、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が通過する際に支障となる段がないこと。

ホ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。

二 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百八十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を百二十センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

ニ 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。

ホ 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。

ヘ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ト 排水溝を設ける場合は、車椅子使用者が通過する際に支障のない構造とすること。

三 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ロ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

ハ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ニ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。

ヘ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

ト 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

四 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

五 傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれらに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、九十センチメートル以上とすることができる。

ロ 縦断勾配は、八パーセント以下とすること。

- ハ 横断勾配は、設けないこと。
- ニ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- ホ 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の踊場が設けられていること。
- ヘ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ト 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- チ 傾斜路の勾配部分は、その接続する通路等の部分との色の輝度比が大ききこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。

六 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、政令第十一条第二号に規定する点状ブロック等及び政令第二十一条第二項第一号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

七 次条から第十一条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ一以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）第二条第二項の主要な公園施設に接続していること。

（屋根付広場）

第四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。
  - ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
  - ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
  - ニ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

（休憩所及び管理事務所）

第五条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。
  - ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
  - ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
  - ニ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
    - (イ)幅は、八十センチメートル以上とすること。
    - (ロ)高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

二 カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

三 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、第八条第二項、第九条及び第十条の基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

（野外劇場及び野外音楽堂）

第六条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 出入口は、第四条第一号の基準に適合するものであること。
- 二 出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び第四号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を八十センチメートル以上とすることができる。
  - ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
  - ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
  - ニ 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、

八パーセント以下とすることができる。

ホ 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。

ヘ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ト 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

三 当該野外劇場の収容定員が二百以下の場合には当該収容定員に五十分の一を乗じて得た数以上、収容定員が二百を超える場合は当該収容定員に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。

四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、第八条第二項、第九条及び第十条の基準に適合するものであること。

2 車椅子使用者用観覧スペースは、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 幅は九十センチメートル以上であり、奥行きは百二十センチメートル以上であること。

二 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

三 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

3 前各項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

#### （駐車場）

第七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち一以上に、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合には当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 車椅子使用者用駐車施設は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。

二 政令第三条第一号に規定する園路及び広場からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

三 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。

#### （便所）

第八条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

二 男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。

三 前号の規定により設けられる小便器には、その両側に手すりが設けられていること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前項各号に掲げる基準のほか、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

一 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第九条 前条第二項第一号の便房が設けられた便所は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

ホ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(イ)幅は、八十センチメートル以上とすること。

(ロ)高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

二 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

2 前条第二項第一号の便房は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

二 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられて



いること。

三 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

四 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

3 第一項第一号イ及びホ並びに第二号の規定は、前項の便房について準用する。

第十条 前条第一項第一号イからハまで及びホ並びに第二号並びに第二項第二号から第四号までの規定は、第八条第二項第二号の便所について準用する。この場合において、前条第二項第二号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

(水飲場及び手洗場)

第十一条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

(掲示板及び標識)

第十二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

二 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

第十三条 第三条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち一以上は、第三条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

(一時使用目的の特定公園施設)

第十四条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に工事中の特定公園施設の新設、増設又は改築については、第三条第二号ト、第三号ホ及び第五号チ、第七条第二項第二号並びに第八条第一項第三号の規定は適用せず、なお従前の例による。

参 考 文 献 等



## 参 考 文 献 等

- 「高齢者・身体障害者等の利用を配慮した建築設計標準」  
(平成6年10月 建設省住宅局建築指導課・日本建築主事会議 監修  
(財)建築技術教育普及センター・(社)日本建築士会連合会 編集・発行)
- 「静岡県福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」  
(平成8年1月 静岡県都市住宅部建築課)
- 「東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」  
(平成26年9月 東京都福祉局 地域福祉推進部 地域福祉振興課)
- 「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例 整備基準マニュアル」  
(平成21年3月 さいたま市保健福祉局 福祉部 福祉総務課)
- 「神奈川県みんなのバリアフリーまちづくり整備ガイドブック」  
(平成21年11月 神奈川県保健福祉局 福祉部 地域福祉課)
- 「福祉のまちづくり指針」  
(平成8年3月 栃木県)
- 「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例 設計マニュアル」  
(平成7年10月 奈良県土木部建築課)
- 「千葉県障害者の住みよい街づくり推進指針」  
(昭和63年7月 千葉県)
- 「ちば新時代5か年計画」  
(千葉県)
- 「公共交通ターミナルにおける高齢者・障害者等のための施設整備ガイドライン」  
(平成6年3月 運輸省)
- 「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説」  
(昭和60年9月 社団法人 日本道路協会)
- 「日本エレベータ協会標準集 1996年版」  
(平成8年1月 社団法人 日本エレベータ協会)
- 「新建築学体系 32 福祉施設・レクリエーション施設の設計」  
(昭和62年 新建築学体系編集委員会編集)
- 「バリアフリーの生活環境論」  
(平成4年 野村みどり編 医歯薬出版)
- 「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」  
(平成24年3月 国土交通省)
- 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」  
(平成24年 国土交通省)



● 千葉県福祉のまちづくりシンボルマークについて ●



高齢者や障害者をはじめとしたすべての人が暮らしやすいまちづくりに社会全体で取り組む「福祉のまちづくり」を進めるため、平成8年3月に制定された「千葉県福祉のまちづくり条例」の周知と理念の浸透を図ることを目的に広く一般から募集し決定したものです。

制作意図

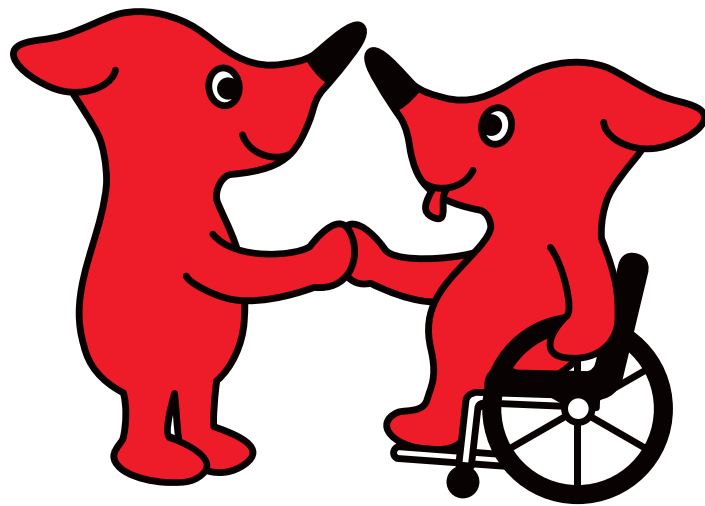
福祉のまちづくりの心意気を高らかにアピールするため、“なのはな”と“ハート”を題材に、明るい黄色を使い擬人化し、すべての人が安全で快適に生きがいを持って暮らしを謳歌している姿を表現しています。

千葉県福祉のまちづくり条例  
施設整備マニュアル

平成28年1月  
平成28年3月  
平成29年3月  
平成30年10月

千葉県健康福祉部健康福祉指導課  
〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1番1号  
TEL：043-223-2615 FAX：043-222-6294





千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」

千葉県健康福祉部健康福祉指導課  
〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1番1号  
TEL : 043-223-2615 FAX : 043-222-6294